

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年12月
(第2回訂正分)

株式会社ピアラ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年12月3日に
関東財務局長に提出し、平成30年12月4日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年11月6日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年11月21日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し134,000株（引受人の買取引受による売出し90,000株・オーバーアロットメントによる売出し44,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成30年11月30日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成30年11月30日に決定された引受価額（2,346円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格2,550円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金いたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「394,450,000」を「410,550,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「394,450,000」を「410,550,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「2,550」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「2,346」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「1,173」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき2,550」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(2,350円~2,550円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,550円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,346円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (2,550円) と会社法上の払込金額(1,997.50円)及び平成30年11月30日に決定された引受価額 (2,346円) とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,173円(増加する資本準備金の額の総額410,550,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額 (1株につき2,346円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

(略)

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金として、平成30年12月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額 (1株につき2,346円) を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額 (1株につき204円) の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と 平成30年11月30日 に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株 について、 全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「788,900,000」を「821,100,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「780,900,000」を「813,100,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額813,100千円については、「1 新規発行株式」の（注）3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限103,224千円とあわせて、手取概算額合計上限916,324千円を、①システムの投資費用、②人員の増員及び採用関連費用等、③借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りであります。

- ① 自社開発ソフトウェア「RESULTシリーズ」の機能強化やユーザビリティの強化のための投資費用として、184,000千円（平成31年12月期に113,000千円、平成32年12月期以降に71,000千円）を充当する予定であります。
- ② 今後の事業拡大に伴う管理部門や営業部門の増員を、平成31年12月期に27名、平成32年12月期に26名を予定しており、そのための人材採用費として547,000千円（平成31年12月期に278,000千円、平成32年12月期に269,000千円）に充当する予定であります。
人材採用費につきましては、採用費（紹介手数料等）として、平成31年12月期に54,000千円、平成32年12月期に52,000千円を見込んでおります。また、人員増加に伴う給与、法定福利費及び賞与等の増加額として、平成31年12月期に189,000千円、平成32年12月期に182,000千円を見込んでおります。さらに、教育費として平成31年12月期に35,000千円、平成32年12月期に35,000千円を見込んでおります。
- ③ 残額につきましては、金融機関から運転資金を目的とした借入金の返済の一部に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年11月30日に決定された引受価額(2,346円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,550円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「220,500,000」を「229,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「220,500,000」を「229,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

- 「売出価格(円)」の欄:「未定(注) 1. (注) 2. 」を「2,550」に訂正
- 「引受価額(円)」の欄:「未定(注) 2. 」を「2,346」に訂正
- 「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注) 2. 」を「1株につき2,550」に訂正
- 「元引受契約の内容」の欄:「未定(注) 3. 」を「(注) 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受契約の内容
- 金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 90,000株
- 引受人が全株買取引受けを行います。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき204円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成30年11月30日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

- 「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「107,800,000」を「112,200,000」に訂正
- 「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「107,800,000」を「112,200,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。
- (注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「2,550」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１．」を「1株につき2,550」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成30年11月30日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である飛鳥貴雄（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月6日及び平成30年11月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式44,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 44,000株
募集株式の払込金額	1株につき1,997.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>
払込期日	平成30年12月21日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区麻布十番一丁目10番3号 株式会社三菱UFJ銀行 麻布支店

（注） 割当価格は、平成30年11月30日に2,346円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年12月18日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（44,000株）を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年11月
(第1回訂正分)

株式会社ピアラ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年11月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年11月6日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し134,000株（引受人の買取引受による売出し90,000株・オーバーアロットメントによる売出し44,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに必要な事項を、平成30年11月20日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成30年11月6日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式44,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

平成30年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年11月20日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,997.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「657,475,000」を「699,125,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「355,810,000」を「394,450,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「657,475,000」を「699,125,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「355,810,000」を「394,450,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（2,350円～2,550円）の平均価格（2,450円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は857,500,000円となります。

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,997.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、2,350円以上2,550円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年11月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,997.50円）及び平成30年11月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,997.50円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券284,000、SMBC日興証券株式会社26,400、みずほ証券株式会社17,600、藍澤証券株式会社4,400、岩井コスモ証券株式会社4,400、むさし証券株式会社4,400、楽天証券株式会社4,400、極東証券株式会社2,200、東洋証券株式会社2,200」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成30年11月30日）に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- （注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「711,620,000」を「788,900,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「703,620,000」を「780,900,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,350円～2,550円）の平均価格（2,450円）を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額780,900千円については、「1 新規発行株式」の（注）3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限99,176千円とあわせた、手取概算額合計上限880,076千円を、①システムの投資費用、②人員の増員及び採用関連費用等、③借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りであります。

- ① 自社開発ソフトウェア「RESULTシリーズ」の機能強化やユーザビリティの強化のための投資費用として、184,000千円（平成31年12月期に113,000千円、平成32年12月期以降に71,000千円）を充当する予定であります。
- ② 今後の事業拡大に伴う管理部門や営業部門の増員を、平成31年12月期に27名、平成32年12月期に26名を予定しており、そのための人材採用費として547,000千円（平成31年12月期に278,000千円、平成32年12月期に269,000千円）に充当する予定であります。
人材採用費につきましては、採用費（紹介手数料等）として、平成31年12月期に54,000千円、平成32年12月期に52,000千円を見込んでおります。また、人員増加に伴う給与、法定福利費及び賞与等の増加額として、平成31年12月期に189,000千円、平成32年12月期に182,000千円を見込んでおります。さらに、教育費として平成31年12月期に35,000千円、平成32年12月期に35,000千円を見込んでおります。
- ③ 残額につきましては、金融機関から運転資金を目的とした借入金の返済の一部に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「198,900,000」を「220,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「198,900,000」を「220,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（2,350円～2,550円）の平均価格（2,450円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「97,240,000」を「107,800,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「97,240,000」を「107,800,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（2,350円～2,550円）の平均価格（2,450円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である飛鳥貴雄（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月6日及び平成30年11月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式44,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 44,000株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,997.50円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年12月21日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区麻布十番一丁目10番3号 株式会社三菱UFJ銀行 麻布支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年12月18日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年11月



株式会社ピアラ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式657,475千円（見込額）の募集及び株式198,900千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式97,240千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年11月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ピアラ

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

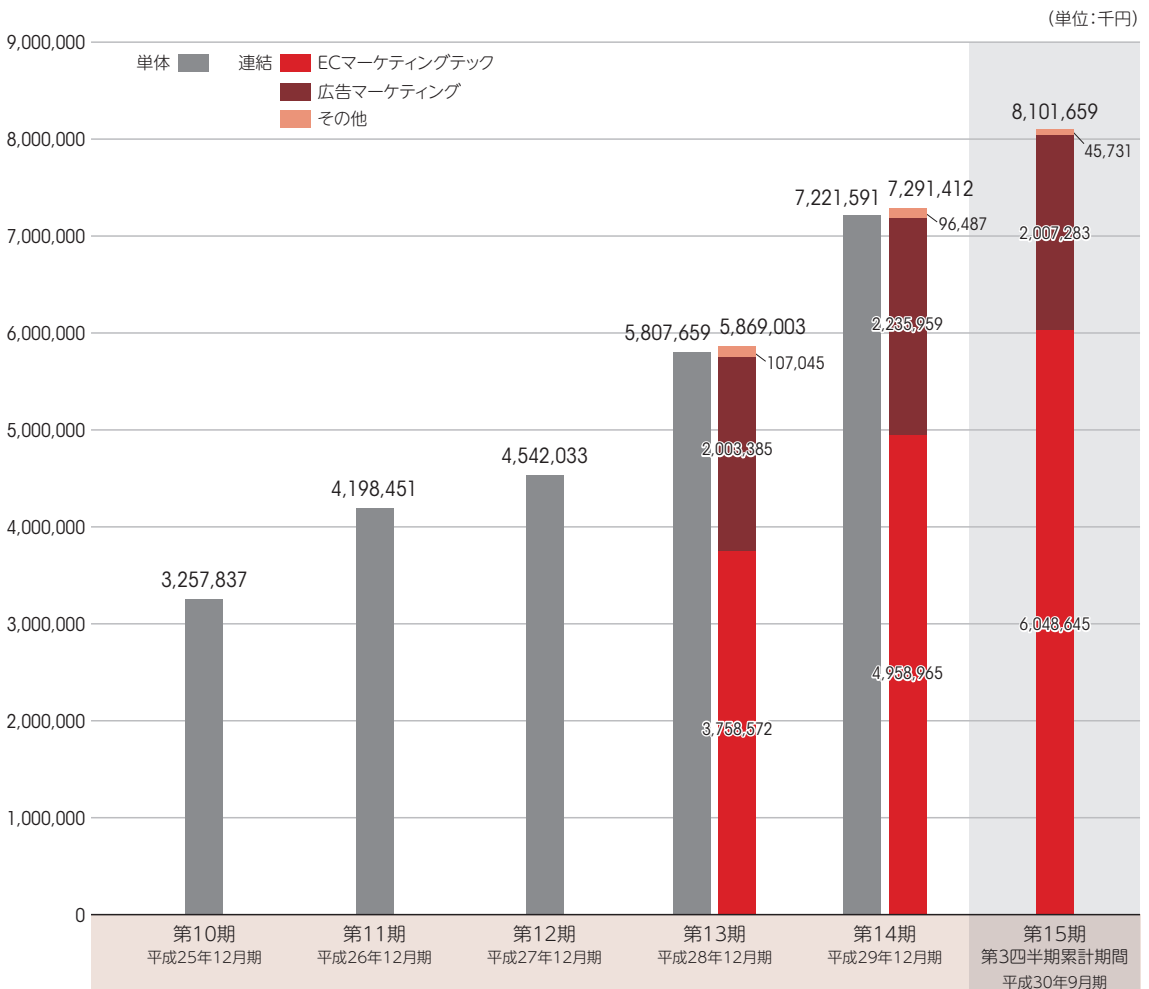
① 事業の概況

当社グループは「全ての行動がWINの世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing for Your Life」をビジョンとし、「ECトランスフォーメーション」(注1、2)を推進しております。顧客がより良い商品に出会い、購買自体を楽しんでもらうことに価値を見出し顧客満足を最大化することをミッションに、ビューティ&ヘルス及び食品市場にフォーカスし、ECを運営するクライアントに対して、新規顧客獲得から顧客育成まで、各課題に対応する「ECマーケティングコミットカンパニー」です。

■ サービス別売上高の推移

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株式会社ピアラ)及び、連結子会社3社により構成されております。

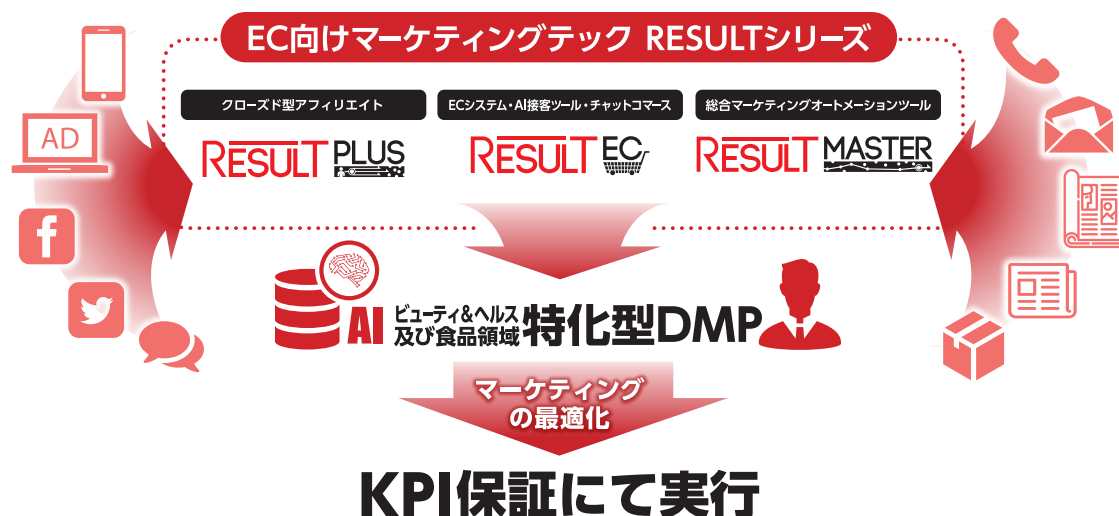
セグメントにつきましては「EC支援事業」の単一セグメントとしております。



(注)売上高には、消費税等は含まれておりません。

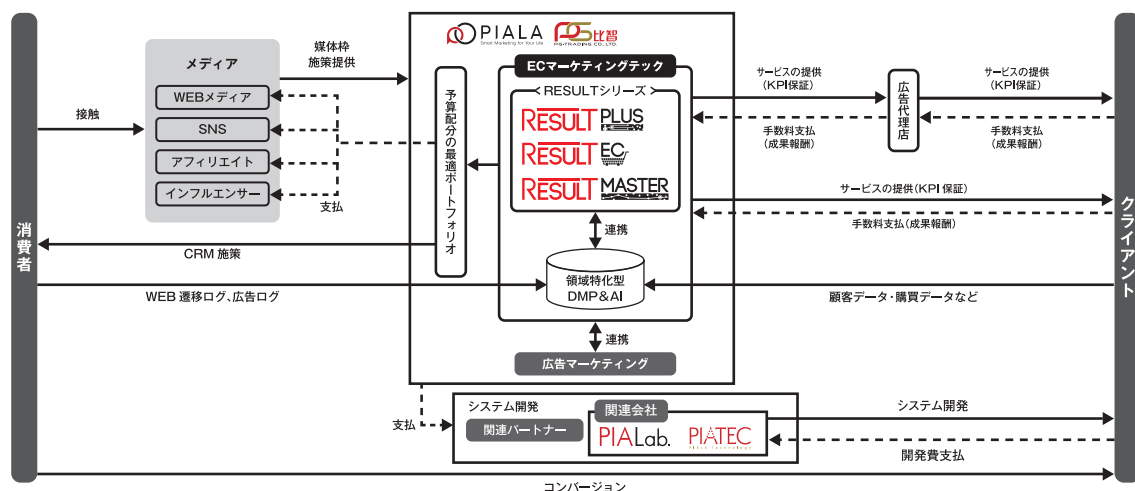
② 事業の内容

当社グループのEC支援事業は、「ECマーケティングテック(注3)」及び「広告マーケティング」のサービスを、主に化粧品や健康食品等の「ビューティ＆ヘルス及び食品」領域に特化してクライアントに提供しております。国内人口は減少傾向にあるものの、シニア層は増加が見込まれ、アンチエイジング、予防医療など健康・美容志向の高まりにより、「ビューティ＆ヘルス及び食品」領域は拡大を続けています(内閣府:日本再興戦略より)。同市場に特化したデータと独自の専門的ノウハウを有する当社の市場優位性も高まっていると考えております。

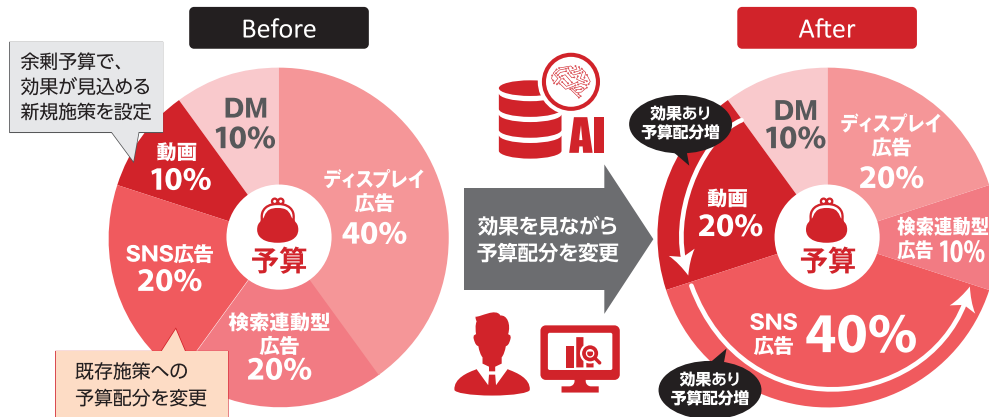


ECマーケティングテック

「ECマーケティングテック」は主に通信販売業者向けに顧客集客を中心として、独自開発のソリューションである「RESULTシリーズ」を利用した「KPI(注4)保証」型の総合支援サービスを、広告代理、顧客育成支援、その他通販に関わるマーケティング支援等を通じて行っており、600社以上のマーケティング支援におけるノウハウや独自のデータ蓄積を基にした、ビューティ＆ヘルス及び食品領域特化型のDMP(注5)(過去の事例に基づく選好情報、属性等)と、AI(注6)を搭載した「RESULT MASTER」を含む、独自開発のソリューションである「RESULTシリーズ」をクライアント又は当社、若しくは両社で利用することで行なわれます。



「KPI保証」とは、新規顧客がクライアントの商品を購入するためにかかる、新規顧客獲得単価を当社が保証すること等を言います。具体的には、まず最初にクライアントと交渉の上、クライアントの新規顧客獲得単価をKPIとして価格決定します。次に当社はAIを搭載した「RESULT MASTER」からの情報と当社が同業界において蓄積してきたノウハウを元に、効果を得られると考えられるマーケティング予算配分に基づき、出稿する媒体やアフィリエイト、ディスプレイ広告等の広告手法を決定し出稿を行ないます。その結果として、新規顧客がクライアントの商品を購入した場合には、購入した新規顧客数に応じて当社はクライアントと決定した新規顧客獲得単価を請求いたします。つまり、「KPI保証」型でのサービス提供は、クライアントにとっては成果に応じて広告費用が発生することから、顧客1人を獲得することに対し、事前に決められた一定の対価のみの支払で済むため、クライアントとして顧客獲得単価が確定、保証されるということになり、サービスの導入が行いやすくなっております。

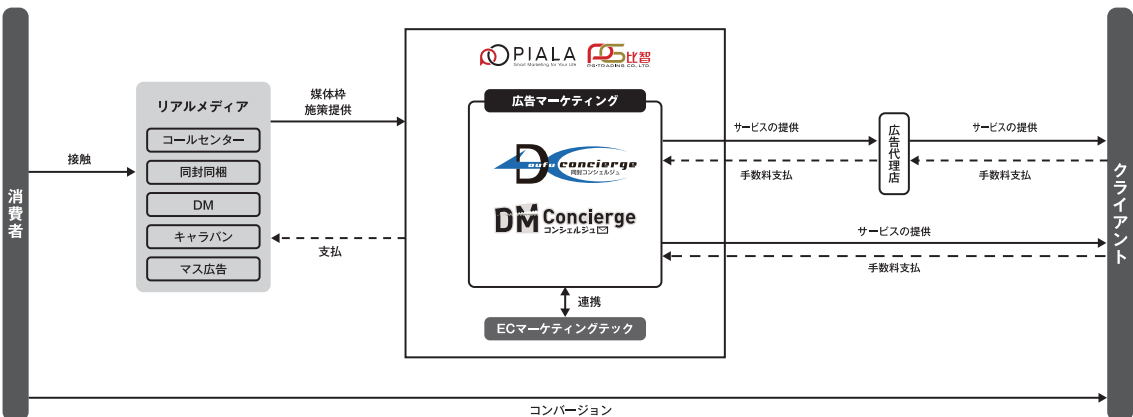


広告マーケティング

「広告マーケティング」は「RESULTシリーズ」を利用せず、主に手数料型サービスを行っております。クライアントのダイレクトマーケティング(注8)における課題に合わせて、通常の媒体から地方紙、エリア限定誌等のニッチな媒体まで多様かつ最適な媒体や手法を提案することでEC支援を行います。

当社独自の取扱い広告枠といった独自媒体も展開し、広告枠の販売を行っております。広告枠の販売のみではなく、テレマーケティング、DM(ダイレクトメール)配布、リアルイベント、WEB動画やバズマーケティング(注9)、海外からの依頼などにも対応しており、各分野のスペシャリストが、媒体社や外部協力会社とのリレーションのもと、クライアントの課題に応じたマーケティングを支援いたします。

クライアントから得る収益モデルは、従来のEC支援サービスの成果に関係なく一定額の報酬(手数料)をクライアントが負担する、いわゆる手数料型のビジネスモデルから、クライアントの課題や予算を元に設定したKPIの成果に応じた報酬を請求する、「KPI保証」型でのサービス提供への移行を多くのサービスで進めており、当社グループのEC支援事業とクライアントの成果のコミット(関わり合い)を深めております。



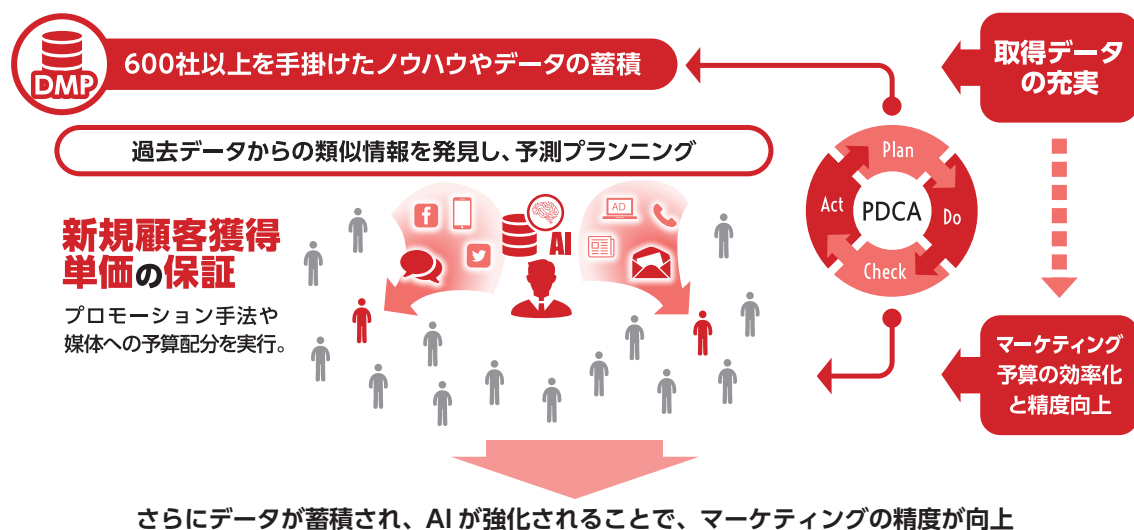
(具体的な商品、ECマーケティングテック又はサービスの特徴)

サービス別	商品、ECマーケティングテック又はサービス名	商品、ECマーケティングテック又はサービスの特徴
ECマーケティングテック	RESULT MASTER RESULT MASTER (リザルトマスター)	BtoC通販事業（一人ひとりの消費者のニーズや購買履歴に合わせて、個別に展開されるマーケティング活動）に特化した、広告分析から顧客分析、CRMまで3つの要素を兼ね備えたAI搭載マーケティングツールです。DMPに蓄積された広告の計測データや顧客・販売データなどを解析・統合することで、クライアント商材ごとの想定CPC（クリック単価）や適切な広告予算配分等の様々な分析が可能となります。
	RESULT EC RESULT EC (リザルトEC)	売上拡大のための機能を集約したECカートシステム（ネットショップの注文処理をするソフトウェアサービス）です。LP（注10）を簡単に作成できるフォームやトライアル定期（毎月定期契約をすると初回購入の際に特別割引にて購入できるサービス）の設定など、SNS連動やAmazon Payへの対応など、新たな購買スタイルを捉えた機能も搭載しております。さらに運用・導入に関しては、専門のコンサルティングチームがサポートします。
	RESULT PLUS RESULT PLUS (リザルトプラス)	ビューティ&ヘルス及び食品市場のECに特化したクローズ型（招待制）アフィリエイトサービスです。すべての広告を成果報酬にて実施し、「ワンタグ」というシステムにて、リザルトプラスと提携しているアフィリエイトプロバイダーサービスを一本化して管理できます。
広告マーケティング	DM Concierge 同封コンシェルジュ	通販企業の会報誌や商品などにチラシやパンフレットを同梱し、特定のユーザーに発送します。多種の独占媒体を含む500以上の取り扱いメディアより吟味し、最適なプランをご案内します。当社グループ独自の取り扱い広告枠も多数所有しています。
	DM Concierge DMコンシェルジュ	最終的に獲得する顧客数の最大化を重視したDM広告サービスです。各社のデータを活用したプランニングから制作、各媒体のテストから予算設定、広告費用回収モデルまでをシミュレーションし、通常の広告より高いレスポンスの実現かつ効率性の高い実施を可能にします。

③ 事業の特徴(事業の優位性)

「RESULT MASTER」でDMPに格納されたデータをAIを用いて分析することで、クライアント商材ごとの想定CPC（クリック単価）等の解析結果を得られます。それらを活用し、そのサービスや商材に最適なマーケティングを行うことが可能になります。また、休眠顧客の掘り起こしやクロスセル（既存顧客に対しての新商品の売り込み）のCRM（注7）も実施します。

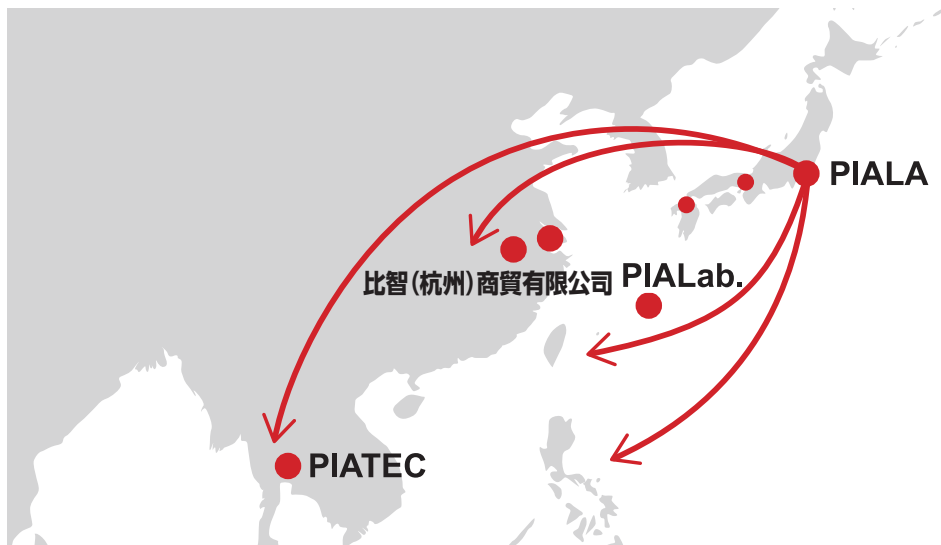
更に「RESULT MASTER」を利用することで、従来のコンサルティングノウハウをデータ化し、AIにより学習することで、人的リソースに頼らず汎用化させ、さらにインターネット広告につきまちは、マーケティングの最適な予算配分を予測することが可能となりました。今後もノウハウのデータ化とテクノロジーの利用にて、同市場における高精度のマーケティングの実行を可能とします。



④ 成長戦略(グローバル戦略)

経済発展に伴う所得の増加やスマートフォンの普及などを背景に、アジア地域は特に顕著なEC市場の拡大が見られます。越境EC市場も、すでに国内EC市場を上回る規模となっており今後も堅調な成長が見込まれています。

当社は、現地でのマーケティング支援やオフショア開発などを目的に、中国、タイにも関連会社を設立しております。今後はこれらを拠点とし、アジア地域を中心に、急成長する越境EC市場への参入を加速していきます。



(注) 1. EC

Electronic Commerce(エレクトロニックコマース)の略で、コンピュータ・ネットワーク上で電子的な手段を介して行う商取引全般を言います。「電子商取引」「eコマース」「イーコマース」「イトレード」などと称され、消費者側からは「ネットショッピング」と呼ばれることもあります。

2. ECトランスフォーメーション

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念である「デジタルトランスフォーメーション」を当社グループの事業基盤に当てはめて再定義した造語です。

この数年、ECを取り巻く環境は劇的に進化しました。スマートフォンの普及による購買行動やコミュニケーションの変化、SNSの活用、アドテクノロジー(インターネット広告の配信や流通のための技術で、広告主やインターネットメディア、インターネットユーザー各々にメリットをもたらします。)の進化、大手ショッピングモールのIDが自社ECでも利用可能になったことにより、ひとつひとつ、ECの変化に対応するにはそれ相応のコストと知見が必要になります。ECトランスフォーメーションはこの環境変化に対応し、企業指標を達成するために、最適なソリューション選択、総合したマーケティング活動の効率化とエンゲージメントを高めることで、消費者とのより良好な関係を構築してまいります。

3. マーケティングテック

マーケティングとテクノロジーの融合を表した造語です。テクノロジーによってマーケティングを最適化すること、またそのためのテクノロジーそのものを指し、MAツールやECカートシステムなどの各種ソリューションやDMP、AIなどが含まれます。当社グループでは、ECの領域における独自のマーケティングテックを所有しており、適切なコンサルティングのもとにこれらを運用することで、マーケティングの最適化を実現します。

4. KPI

KPIとはKey Performance Indicator(キーパフォーマンスインディケーター)の略で、企業目標の達成度を評価するための主要業績評価指標を表します。

5. DMP

Data Management Platform(データ マネジメント プラットフォーム)の略で、オンライン上に蓄積された様々な情報データを管理するためのプラットフォームのことを言います。DMPを活用することで、各種情報をセグメントでき、個々のユーザーに合わせたOne to Oneマーケティングが可能となります。

6. AI

人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、又は人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことを言います。一般に「人工知能」と訳されます。

7. CRM

Customer Relationship Management(カスタマー・リレーションシップマネジメント)の略であり、顧客を「個客」として捉え、継続的な取引を目的とした顧客中心主義の経営マネジメント、又はマーケティング手法のことを言います。インターネットの普及とIT技術の成果により、すべてのやり取りの一元管理が可能になり、顧客と1対1の関係から、満足度・安心度向上と収益性を築くために行うものです。

8. ダイレクトマーケティング

広告やメディアを通して企業が顧客と直接につながり、購入や問合せなど具体的なアクションを促し、その反応をデータとして計測するマーケティング手法のことを言います。

9. パズマーケティング

人為的にクチコミを発生させて商品やサービスの特徴や感想などを周りに広めていくマーケティング手法のことを言います。もともとはインターネットだけではなく、口頭でのコミュニケーションが発端で、「バズ」という言葉には、人々が群れて噂の話をあちこちでしているという意味が込められています。

10. LP

ランディングページの略で、一つの商品やサービスを売るための、一枚の長いWEBページのことを言います。

⑤ 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決 算 年 月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年9月
(1)連結経営指標等						
売上高				5,869,003	7,291,412	8,101,659
経常利益				90,377	32,689	254,745
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				64,658	19,236	196,416
包括利益又は四半期包括利益				69,090	17,519	194,384
純資産額				△164,694	364,805	615,162
総資産額				840,368	1,629,593	2,206,423
1株当たり純資産額 (円)				△115.94	172.43	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				45.28	10.50	86.61
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				△19.7	22.3	27.8
自己資本利益率 (%)				—	19.4	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				△35,115	29,376	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△12,667	△75,960	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				49,784	433,436	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				59,544	444,514	—
従業員数 (人)				109	130	—
(外、平均臨時雇用者数)				(10)	(13)	(—)

(2)提出会社の経営指標等

売上高	3,257,837	4,198,451	4,542,033	5,807,659	7,221,591
経常利益又は経常損失(△)	△57,199	25,101	△149,011	125,838	45,299
当期純利益又は当期純損失(△)	△64,864	12,504	△359,442	80,481	15,709
資本金	20,000	20,000	91,700	91,700	347,690
発行済株式総数 (株)	315	3,150	35,700	35,700	52,766
純資産額	△7,464	5,362	△227,528	△147,047	380,641
総資産額	776,208	881,497	770,085	851,820	1,625,719
1株当たり純資産額 (円)	△23,696.83	1,599.94	△6,397.84	△103.59	179.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△205,918.94	6,324.90	△11,295.77	56.36	8.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△1.0	0.6	△29.7	△17.4	23.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	13.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	69	83	95	86	99
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(13)	(13)	(10)	(13)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第11期、第13期、第14期及び第15期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第10期、第12期及び第13期の自己資本利益率については、債務超過であるため記載しておりません。また、第11期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社グループ(当社)からグループ外(社外)への出向者を除き、グループ外(社外)から当社グループ(当社)への出向者を含む。)であり、従業員数()外書は、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員です。

6. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 監査人の監査を受けております。

また、第15期第3四半期の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 監査人の監査を受けております。

なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 監査人の監査を受けておりません。

7. 第15期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第15期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第15期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

8. 当社は、平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

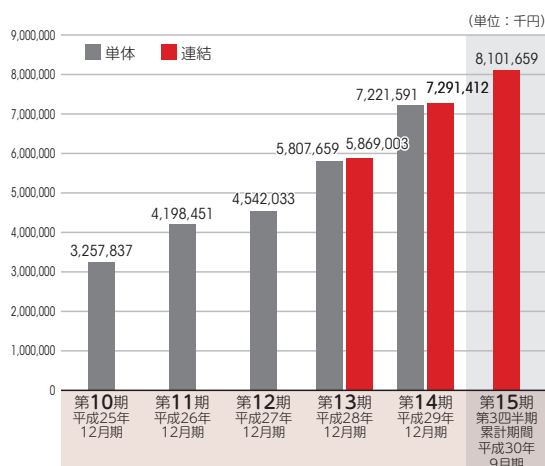
9. 当社は、平成26年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年2月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東京証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

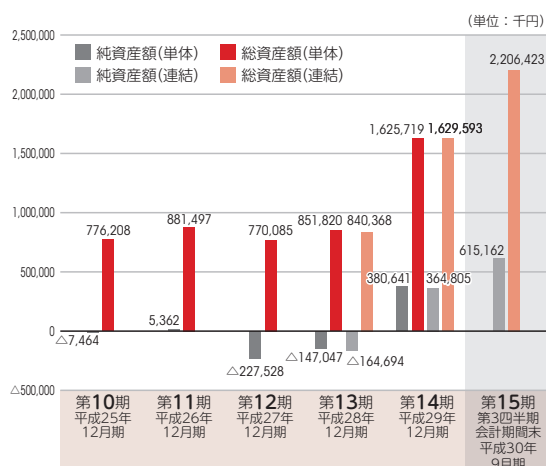
なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 監査人の監査を受けておりません。

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決 算 年 月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	△5.92	4.00	△159.95	△103.59	179.93
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△51.48	9.92	△262.53	56.36	8.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

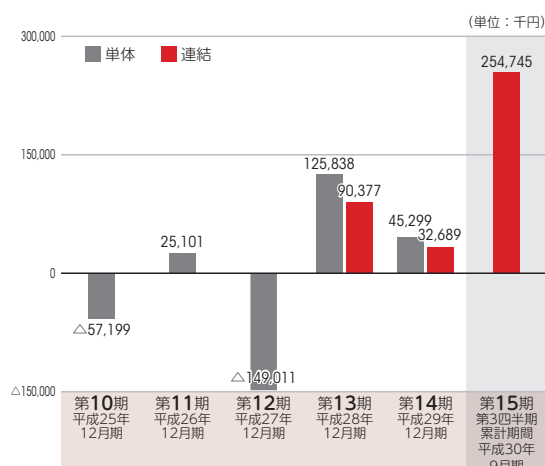
■ 売上高



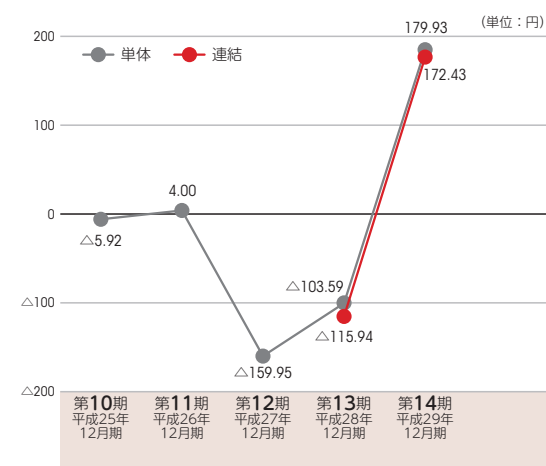
■ 純資産額／総資産額



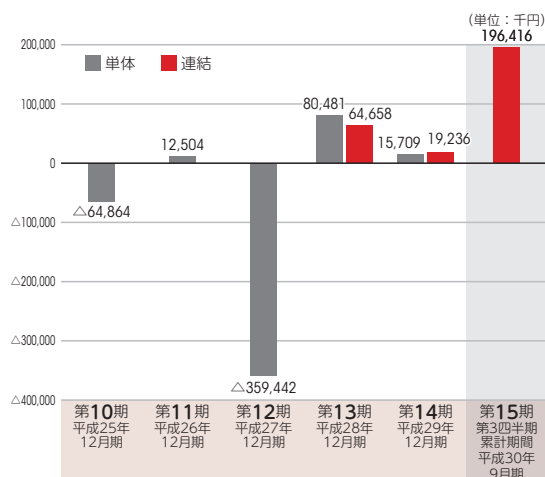
■ 経常利益又は経常損失(△)



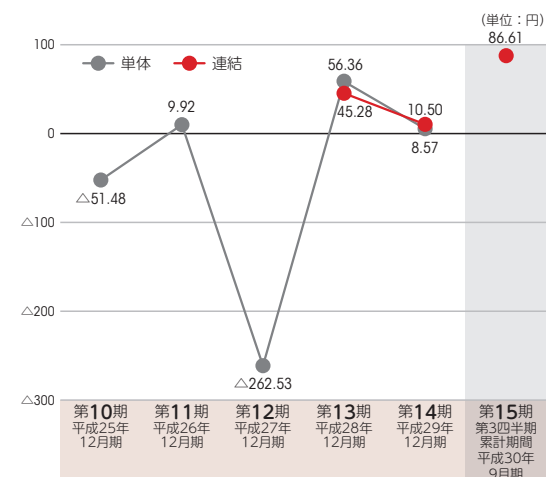
■ 1株当たり純資産額



■ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)



■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 平成26年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年2月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますので、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 業績等の概要	22
2. 生産、受注及び販売の状況	24
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	30
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	59
3. 配当政策	59
4. 株価の推移	59
5. 役員の状況	60
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	63

第5	経理の状況	71
1.	連結財務諸表等	72
(1)	連結財務諸表	72
(2)	その他	126
2.	財務諸表等	127
(1)	財務諸表	127
(2)	主な資産及び負債の内容	141
(3)	その他	141
第6	提出会社の株式事務の概要	142
第7	提出会社の参考情報	143
1.	提出会社の親会社等の情報	143
2.	その他の参考情報	143
第四部	株式公開情報	144
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	144
第2	第三者割当等の概況	145
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	145
2.	取得者の概況	147
3.	取得者の株式等の移動状況	153
第3	株主の状況	154
	[監査報告書]	157

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月 6 日
【会社名】	株式会社ピアラ
【英訳名】	PIALA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飛鳥 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目 2 0 番 3 号恵比寿ガーデンプレイスタ ワー
【電話番号】	03-6820-0730
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山口 渉
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目 2 0 番 3 号恵比寿ガーデンプレイスタ ワー
【電話番号】	03-6820-0730
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山口 渉
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 657,475,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 198,900,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 97,240,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会 社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証 券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	350,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成30年11月6日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成30年11月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、平成30年11月6日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式44,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年11月20日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	350,000	657,475,000	355,810,000
計（総発行株式）	350,000	657,475,000	355,810,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年11月6日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,210円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は773,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年12月 4 日(火) 至 平成30年12月 7 日(金)	未定 (注) 4.	平成30年12月10日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年11月20日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年11月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年11月20日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年11月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年11月6日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年12月11日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年11月22日から平成30年11月29日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 麻布支店	東京都港区麻布十番一丁目10番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年12月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
計	—	350,000	—

- (注) 1. 平成30年11月20日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年11月30日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
711,620,000	8,000,000	703,620,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,210円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額703,620千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限89,460千円とあわせた、手取概算額合計上限793,080千円を、①システムの投資費用、②人員の増員及び採用関連費用等、③借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りであります。

- ① 自社開発ソフトウェア「RESULTシリーズ」の機能強化やユーザビリティの強化のための投資費用として、184,000千円（平成31年12月期に113,000千円、平成32年12月期以降に71,000千円）を充当する予定であります。
- ② 今後の事業拡大に伴う管理部門や営業部門の増員を、平成31年12月期に27名、平成32年12月期に26名を予定しており、そのための人材採用費として547,000千円（平成31年12月期に278,000千円、平成32年12月期に269,000千円）に充当する予定であります。
 人材採用費につきましては、採用費（紹介手数料等）として、平成31年12月期に54,000千円、平成32年12月期に52,000千円を見込んでおります。また、人員増加に伴う給与、法定福利費及び賞与等の増加額として、平成31年12月期に189,000千円、平成32年12月期に182,000千円を見込んでおります。さらに、教育費として平成31年12月期に35,000千円、平成32年12月期に35,000千円を見込んでおります。
- ③ 残額につきましては、金融機関から運転資金を目的とした借入金の返済の一部に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	90,000	198,900,000	Unit 1004B, 10/F., East Ocean Centre, 98 Granville Road, Tsim Sha Tsui East, Kowloon, HK. Vector Group International Limited 40,000株
				東京都港区 飛鳥 貴雄 30,000株
				東京都武蔵野市 根来 伸吉 10,000株
				東京都杉並区 山口 渉 10,000株
計(総売出株式)	—	90,000	198,900,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,210円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 12月4日(火) 至 平成30年 12月7日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年11月30日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	44,000	97,240,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 44,000株
計(総売出株式)	—	44,000	97,240,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年11月6日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式44,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,210円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 12月 4 日(火) 至 平成30年 12月 7 日(金)	100	未定 (注) 1.	株式会社S B I 証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社S B I 証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である飛鳥貴雄（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式44,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 44,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年12月21日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区麻布十番一丁目10番3号 株式会社三菱UFJ銀行 麻布支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年12月18日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の取締役であり売出人かつ貸株人である飛鳥貴雄、取締役であり売出人である根来伸吉及び山口渉並びに当社株主であるFLYING BIRD株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年3月10日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年6月8日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年11月6日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期
決算年月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	5,869,003	7,291,412
経常利益 (千円)	90,377	32,689
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	64,658	19,236
包括利益 (千円)	69,090	17,519
純資産額 (千円)	△164,694	364,805
総資産額 (千円)	840,368	1,629,593
1株当たり純資産額 (円)	△115.94	172.43
1株当たり当期純利益金額 (円)	45.28	10.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	△19.7	22.3
自己資本利益率 (%)	—	19.4
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△35,115	29,376
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,667	△75,960
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,784	433,436
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	59,544	444,514
従業員数 (人)	109	130
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(13)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第13期の自己資本利益率については、債務超過であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、従業員数欄の（）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の年間の平均雇用人員です。

6. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

7. 当社は、平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	3, 257, 837	4, 198, 451	4, 542, 033	5, 807, 659	7, 221, 591
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△57, 199	25, 101	△149, 011	125, 838	45, 299
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△64, 864	12, 504	△359, 442	80, 481	15, 709
資本金 (千円)	20, 000	20, 000	91, 700	91, 700	347, 690
発行済株式総数 (株)	315	3, 150	35, 700	35, 700	52, 766
純資産額 (千円)	△7, 464	5, 362	△227, 528	△147, 047	380, 641
総資産額 (千円)	776, 208	881, 497	770, 085	851, 820	1, 625, 719
1株当たり純資産額 (円)	△23, 696. 83	1, 599. 94	△6, 397. 84	△103. 59	179. 93
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△205, 918. 94	6, 324. 90	△11, 295. 77	56. 36	8. 57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△1. 0	0. 6	△29. 7	△17. 4	23. 4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	13. 6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	69	83	95	86	99
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(13)	(13)	(10)	(13)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第11期、第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第10期、第12期及び第13期の自己資本利益率については、債務超過であるため記載しておりません。また、第11期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の年間の平均雇用人員です。

6. 第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

7. 当社は、平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 当社は、平成26年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成27年2月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	△5.92	4.00	△159.95	△103.59	179.93
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額（△） (円)	△51.48	9.92	△262.53	56.36	8.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成16年3月	東京都港区東麻布に資本金100万円にて有限会社ピアラを設立
平成17年8月	資本金を1,000万円とし株式会社に組織変更
平成20年9月	ECシステム「JOY EC（ジョイイーシー）」（現「RESULT EC（リザルトイーシー）」）提供開始
平成20年9月	クローズ型アフィリエイトASP「RESULT PLUS（リザルトプラス）」提供開始
平成21年3月	本店を東京都渋谷区東に移転
平成22年6月	大阪市中央区南船場に大阪営業所を開設
平成22年9月	株式会社マーブリージャパンを設立
平成23年2月	プライバシーマークを取得(登録番号 第21000584号)
平成23年3月	本店を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成24年2月	香港に比亞菜集團有限公司（PIALA HOLDINGS LIMITED）を設立（平成30年5月清算） 比亞菜集團有限公司が当社の株式を取得し、比亞菜集團有限公司を親会社とする持株会社体制に移行
平成24年9月	AI搭載マーケティングツール「JOY MASTER（ジョイマスター）」（現「RESULT MASTER（リザルトマスター）」）提供開始
平成24年11月	タイバンコクに連結子会社となるPIATEC(Thailand)Co., Ltd.（現連結子会社）を設立
平成25年1月	株式会社マーブリージャパンを合併
平成25年3月	中国浙江省杭州市に連結子会社となる比智（杭州）商貿有限公司（現連結子会社）を設立
平成25年6月	中国上海市に比智（杭州）商貿有限公司の上海支社を開設
平成26年7月	沖縄県宜野湾市に連結子会社となる株式会社PIALab.（現連結子会社）を設立
平成26年8月	比亞菜集團有限公司（PIALA HOLDINGS LIMITED）の持株会社体制を解消
平成28年3月	福岡県中央区天神に福岡支社を開設
平成28年5月	アトリビューション分析（広告における成果に至るまでのすべての接触履歴の解析）ツール 「RESULT MASTER（リザルトマスター）」における、独自機能「アトリビューションスコアによる 貢献度分析」及び「広告プロモーション毎のLTV分析等」に関する特許を取得
平成28年9月	アパレルブランド「Marblee（マーブリー）」を株式会社アイ・エム・ユーに事業譲渡

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ピアラ）及び、連結子会社3社により構成されております。

なお、セグメントにつきましては「EC支援事業」の単一セグメントとしております。

当社グループは「全ての行動がWINの世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing for Your Life」をビジョンとし、「ECトランスフォーメーション」（注1、2）を推進しております。顧客がより良い商品に出会い、購買自体を楽しんでもらうことに価値を見出し顧客満足を最大化することをミッションに、ビューティ&ヘルス及び食品市場にフォーカスし、ECを運営するクライアントに対して、新規顧客獲得から顧客育成まで、各課題に対応する「ECマーケティングコミットカンパニー」です。

当社グループのEC支援事業は、「ECマーケティングテック（注3）」及び「広告マーケティング」のサービスを、主に化粧品や健康食品等の「ビューティ&ヘルス及び食品」領域に特化してクライアントに提供しております。国内人口は減少傾向にあるものの、シニア層は増加が見込まれ、アンチエイジング、予防医薬など健康・美容志向の高まりにより、「ビューティ&ヘルス及び食品」領域は拡大を続けています（内閣府：日本再興戦略より）。同市場に特化したデータと独自の専門的ノウハウを有する当社の市場優位性も高まっていると考えております。

「ECマーケティングテック」は主に通信販売業者向けに顧客集客を中心として、独自開発のソリューションである「RESULTシリーズ」を利用した「KPI（注4）保証」型の総合支援サービスを、広告代理、顧客育成支援、その他通販に関わるマーケティング支援等を通じて行っており、600社以上のマーケティング支援におけるノウハウや独自のデータ蓄積を基にした、ビューティ&ヘルス及び食品領域特化型のDMP（注5）（過去の事例に基づく選好情報、属性等）と、AI（注6）を搭載した「RESULT MASTER」を含む、独自開発のソリューションである「RESULTシリーズ」をクライアント又は当社、若しくは両社で利用することで行なわれます。

「KPI保証」とは、新規顧客がクライアントの商品を購入するためにかかる、新規顧客獲得単価を当社が保証すること等を言います。具体的には、まず最初にクライアントと交渉の上、クライアントの新規顧客獲得単価をKPIとして価格決定します。次に当社はAIを搭載した「RESULT MASTER」からの情報と当社が同業界において蓄積してきたノウハウを基に、効果を得られると考えられるマーケティング予算配分に基づき、出稿する媒体やアフィリエイト、ディスプレイ広告等の広告手法を決定し出稿を行ないます。その結果として、新規顧客がクライアントの商品を購入した場合には、購入した新規顧客数に応じて当社はクライアントと決定した新規顧客獲得単価を請求いたします。つまり、「KPI保証」型でのサービス提供は、クライアントにとっては成果に応じて広告費用が発生することから、顧客1人を獲得することに対し、事前に決められた一定の対価のみの支払で済むため、クライアントとして顧客獲得単価が確定、保証されるということになり、サービスの導入が行いやすくなっております。

「RESULT MASTER」でDMPに格納されたデータをAIを用いて分析することで、クライアント商材ごとの想定CPC（クリック単価）等の解析結果を得られます。それらを活用し、そのサービスや商材に最適なマーケティングを行うことが可能になります。また、休眠顧客の掘り起こしやクロスセル（既存顧客に対しての新商品の売り込み）のCRM（注7）も実施します。

更に「RESULT MASTER」を利用することで、従来のコンサルティングノウハウをデータ化し、AIにより学習することで、人的リソースに頼らず汎用化させ、さらにインターネット広告につきましては、マーケティングの最適な予算配分を予測することが可能となりました。今後もノウハウのデータ化とテクノロジーの利用にて、同市場における高精度のマーケティングの実行を可能とします。

上記のとおりクライアントの予算規模や商品特性から、AIによりYahoo!やGoogle等の他社が運営するインターネット媒体における広告枠への予算配分を予測できることから、当社グループが当該予測を基に各媒体への出稿を行い、その掲載料の支払額が売上原価となります。

「広告マーケティング」は「RESULTシリーズ」を利用せず、主に手数料型サービスを行っております。クライアントのダイレクトマーケティング（注8）における課題に合わせて、通常の媒体から地方紙、エリア限定誌等のニッチな媒体まで多様かつ最適な媒体や手法を提案することでEC支援を行います。

当社独自の取扱い広告枠といった独自媒体も展開し、広告枠の販売を行っております。広告枠の販売のみではなく、テレマーケティング、DM（ダイレクトメール）配布、リアルイベント、WEB動画やバズマーケティング（注9）、海外からの依頼などにも対応しており、各分野のスペシャリストが、媒体社や外部協力会社とのリレーションのもと、クライアントの課題に応じたマーケティングを支援いたします。

クライアントから得る収益モデルは、従来のEC支援サービスの成果に関係なく一定額の報酬（手数料）をクライアントが負担する、いわゆる手数料型のビジネスモデルから、クライアントの課題や予算を基に設定したKPIの成果に応じた報酬を請求する、「KPI保証」型でのサービス提供への移行を多くのサービスで進めており、当社グループのEC支援事業とクライアントの成果のコミット（関わり合い）を深めております。

(具体的な商品、ECマーケティングテック又はサービスの特徴)

サービス別	商品、ECマーケティングテック又はサービス名	商品、ECマーケティングテック又はサービスの特徴
ECマーケティングテック	RESULT MASTER (リザルトマスター)	BtoC通販事業（一人ひとりの消費者のニーズや購買履歴に合わせて、個別に展開されるマーケティング活動）に特化した、広告分析から顧客分析、CRMまで3つの要素を兼ね備えたAI搭載マーケティングツールです。DMPに蓄積された広告の計測データや顧客・販売データなどを解析・統合することで、クライアント商材ごとの想定CPC（クリック単価）や適切な広告予算配分等の様々な分析が可能となります。
	RESULT EC (リザルトEC)	売上拡大のための機能を集約したECカートシステム（ネットショップの注文処理をするソフトウェアサービス）です。LP（注10）を簡単に作成できるフォームやトライアル定期（毎月定期契約をすると初回購入の際に特別割引にて購入できるサービス）の設定など、SNS連動やAmazon Payへの対応など、新たな購買スタイルを捉えた機能も搭載しております。さらに運用・導入に関しては、専門のコンサルティングチームがサポートします。
	RESULT PLUS (リザルトプラス)	ビューティ&ヘルス及び食品市場のECに特化したクローズ型（招待制）アフィリエイトサービスです。すべての広告を成果報酬にて実施し、「ワンタグ」というシステムにて、リザルトプラスと提携しているアフィリエイトプロバイダーサービスを一本化して管理できます。
広告マーケティング	同封コンシェルジュ	通販企業の会報誌や商品などにチラシやパンフレットを同梱し、特定のユーザーに発送します。多種の独占媒体を含む500以上の取り扱いメディアより吟味し、最適なプランをご案内します。当社グループ独自の取り扱い広告枠も多数所有しています。
	DMコンシェルジュ	最終的に獲得する顧客数の最大化を重視したDM広告サービスです。各社のデータを活用したプランニングから制作、各媒体のテストから予算設定、広告費用回収モデルまでをシミュレーションし、通常の広告より高いレスポンスの実現かつ効率性の高い実施を可能にします。

(注) 1. EC

Electronic Commerce（エレクトロニックコマース）の略で、コンピュータ・ネットワーク上で電子的な手段を介して行う商取引全般を言います。「電子商取引」「eコマース」（イーコマース）「イートレード」などと称され、消費者側からは「ネットショッピング」と呼ばれることもあります。

2. ECトランスフォーメーション

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念である「デジタルトランスフォーメーション」を当社グループの事業基盤に当てはめて再定義した造語です。

この数年、ECを取り巻く環境は劇的に進化しました。スマートフォンの普及による購買行動やコミュニケーションの変化、SNSの活用、アドテクノロジー（インターネット広告の配信や流通のための技術で、広告主やインターネットメディア、インターネットユーザー各々にメリットをもたらします。）の進化、大手ショッピングモールのIDが自社ECでも利用可能になったことにより、ひとつひとつ、ECの変化に対応するにはそれ相応のコストと知見が必要になります。ECトランスフォーメーションはこの環境変化に対応し、企業指標を達成するために、最適なソリューション選択、総合したマーケティング活動の効率化とエンゲージメントを高めることで、消費者とのより良好な関係を構築してまいります。

3. マーケティングテック

マーケティングとテクノロジーの融合を表した造語です。テクノロジーによってマーケティングを最適化すること、またそのためのテクノロジーそのものを指し、MAツールやECカートシステムなどの各種ソリューションやDMP、AIなどが含まれます。当社グループでは、ECの領域における独自のマーケティングテックを所有しており、適切なコンサルティングのもとにこれらを運用することで、マーケティングの最適化を実現します。

4. KPI

KPIとはKey Performance Indicator（キーパフォーマンスインディケーター）の略で、企業目標の達成度を評価するための主要業績評価指標を表します。

5. DMP

Data Management Platform（データ マネジメント プラットフォーム）の略で、オンライン上に蓄積された様々な情報データを管理するためのプラットフォームのことを言います。DMPを活用することで、各種情報をセグメントでき、個々のユーザーに合わせたOne to Oneマーケティングが可能となります。

6. AI

人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、又は人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことを言います。一般に「人工知能」と訳されます。

7. CRM

Customer Relationship Management（カスタマーリレーションシップマネジメント）の略であり、顧客を「個客」として捉え、継続的な取引を目的とした顧客中心主義の経営マネジメント、又はマーケティング手法のことを言います。インターネットの普及とIT技術の成果により、すべてのやり取りの一元管理が可能になり、顧客と1対1の関係から、満足度・安心度向上と収益性を築くために行うものです。

8. ダイレクトマーケティング

広告やメディアを通して企業が顧客と直接につながり、購入や問合せなど具体的なアクションを促し、その反応をデータとして計測するマーケティング手法のことを言います。

9. バズマーケティング

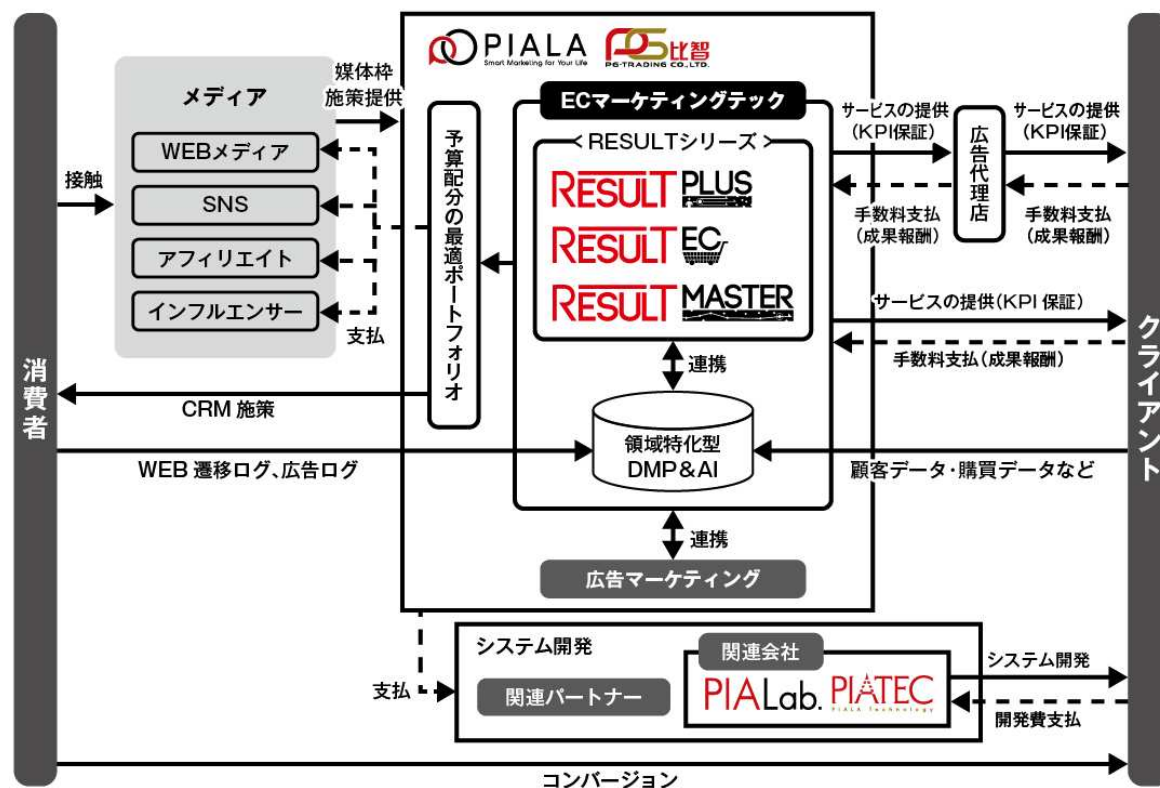
人為的にクチコミを発生させて商品やサービスの特徴や感想などを周りに広めていくマーケティング手法のことを言います。もともとはインターネットだけではなく、口頭でのコミュニケーションが発端で、「バズ」という言葉には、人々が群れて噂の話をあちこちでしているという意味が込められています。

10. LP

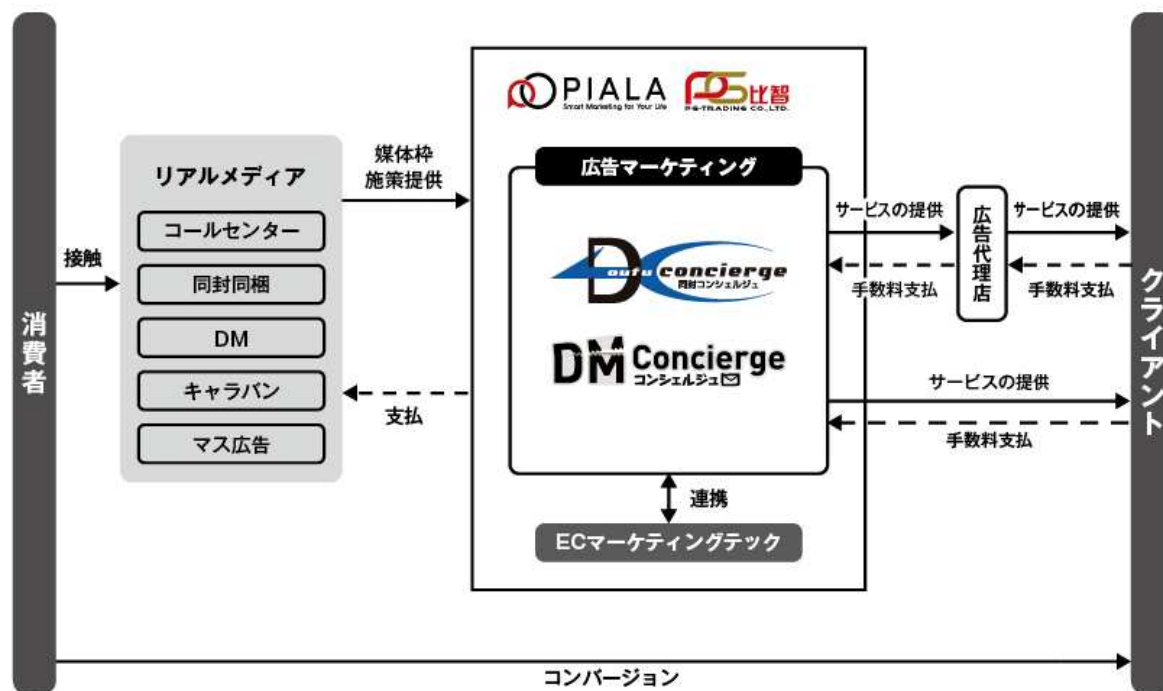
ランディングページの略で、一つの商品やサービスを売るための、一枚の長いWEBページのことを言います。

当社グループの事業系統図はサービス別に以下のとおりとなります。

ECマーケティングテック



広告マーケティング



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱PIALab.	沖縄県宜野湾市	10,000	インターネット 広告運用業務 システム開発業 務コールセンタ ー業務	100.0	役員の兼任1名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。
PIATEC(Thailand) Co., Ltd.	タイ国バンコク	千タイバーツ 3,000	システム開発 運用保守管理業 務	99.0	役員の兼任1名 当社が管理部門の業務受 託、債務保証、資金の貸付 を行っております。 当社がシステム利用料を支 払っております。
比智(杭州)商貿有限公司	中国杭州	千中国元 2,100	マーケティング 企画企業管理コ ンサルティング 業務	100.0	役員の兼任2名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。
比亞萊集團有限公司 (注) 2	中国香港	千香港ドル 2,767	海外子会社統括 業務	100.0	役員の兼任3名 当社が管理部門の業務受 託、資金の貸付を行ってお ります。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄について、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、連結子会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 比亞萊集團有限公司は、平成30年5月25日をもって清算終了しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

平成30年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
EC支援事業	133（37）
合計	133（37）

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の最近1年間の平均雇用人員です。
2. 当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員が最近1年間で8名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
103(14)	31.8	3.5	5,389,759

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の最近1年間の平均雇用人員です。
2. 当社はEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員が最近1年間で5名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。
4. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第14期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用環境の改善が続かなかで、政府による経済対策の効果や個人消費の持ち直しなどにより緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの主たる事業を展開するビューティ&ヘルス及び食品市場を内包するEC市場では、EC化比率の増加、アドテクノロジーの向上やCRM強化などが各社で推進され、平成28年の日本国内のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、前年比9.9%増の15兆1,358億円となりました（平成29年4月経済産業省調べ）。

このような経済状況のもとで、当社グループ（当社及び連結子会社）は「テクノロジー開発の強化」「利益の向上」「優秀な人材の採用・育成」の目標を掲げ、マーケティングのサービスを保証する「KPI保証」サービスを強化し、事業拡大に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、7,291,412千円となりました。これはマーケティングによる成果を保証するKPI保証サービスへの注力によりECマーケティングテック売上が堅調に推移したことによるものであります。

売上総利益は、1,310,619千円となりました。これは取引高の増加により売上原価5,980,793千円計上したことによるものであります。

営業利益は、31,080千円となりました。これは業容拡大による人件費の増加や営業経費の増加等により、販売費及び一般管理費を1,279,538千円計上したことによるものであります。

経常利益は、32,689千円となりました。これは営業外収益として貸倒引当金戻入額等の計上があったことにより、営業外費用には支払利息等の計上がされたものの、営業外収益・費用の純額がプラスとなったことによるものであります。

税金等調整前四半期純利益は、14,056千円となりました。これは減損損失18,632千円を計上したこと等により、特別利益・特別損失の純額がマイナスになったことによるものであります。

親会社株主に帰属する四半期純利益は、19,236千円となりました。これは法人税等合計を△5,179千円計上したことによるものであります。

なお、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、景気は緩やかな回復傾向にあり、雇用・所得環境の改善が続きましたが、自然災害の影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社グループの主たる事業を展開するビューティ&ヘルス及び食品市場を内包するEC市場では、EC化比率の増加、アドテクノロジー（注）の向上やCRM強化などが各社で推進され、平成29年の日本国内のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、16.5兆円（前年15.1兆円、前年比9.1%増）に拡大しています。また、平成29年の日本国内のBtoB-EC（企業間電子商取引）市場規模は317.2兆円（前年291.0兆円、前年比9.0%増）に拡大しています。（平成30年4月経済産業省調べ）

このような経済状況のもとで、当社グループは「テクノロジーとコンサルティングでEC支援事業サービスの「KPI保証」化を実現し、お客様のマーケティングの課題解決にコミットする」を目標に掲げ、ECマーケティングテックとデータに基づくコンサルティングにより、KPIの達成に注力してまいりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は、8,101,659千円となりました。これはマーケティングによる成果を保証する「KPI保証」サービスの強化によりECマーケティングテック売上が前連結会計年度より継続して堅調に推移したことによるものであります。

売上総利益は、1,403,536千円となりました。これは外注費の増加により売上原価を6,698,122千円計上したことによるものであります。

営業利益は、261,722千円となりました。これは業容拡大による人件費の増加や営業経費の増加等により、販売費及び一般管理費を1,141,814千円計上したことによるものであります。

経常利益は、254,745千円となりました。これは営業外収益として為替差益の計上があったものの、借入金の増加により支払利息が増加したこと等で、営業外収益・費用の純額がマイナスとなったことによるものであります。

税金等調整前四半期純利益は、255,945千円となりました。これは商標権の譲渡に伴う権利譲渡益2,000千円を計上したこと等により、特別利益・特別損失の純額がプラスになったことによるものであります。

親会社株主に帰属する四半期純利益は、196,416千円となりました。これは法人税等合計を59,528千円計上したことによるものであります。

なお、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）アドテクノロジー

インターネット広告の配信や流通のための技術で、広告主やインターネットメディア、インターネットユーザー各々にメリットをもたらします。広告主に対しては、より費用対効果の高い広告出稿を実現することで、収益増加や

商品・サービスの認知度向上等に貢献します。インターネットメディアに対しては、自社メディアに合ったより高単価な広告を表示させることで、収益増加に貢献します。インターネットユーザーに対しては、高度なターゲティング技術により、各自の興味・関心に合った情報の取得に貢献します。

(2) キャッシュ・フロー

第14期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加や借入金の返済等により減少したものの、第三者割当増資による資金調達等により、前連結会計年度末に比べ384,970千円増加し、当連結会計年度末には444,514千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は29,376千円（前連結会計年度は35,115千円の資金の支出）となりました。主な増加要因は仕入債務の増加額181,865千円、減価償却費38,355千円によるものであり、主な減少要因は売上債権の増加額318,450千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は75,960千円（前連結会計年度は12,667千円の資金の支出）となりました。主な減少要因は無形固定資産の取得による支出56,246千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は433,436千円（前連結会計年度は49,784千円の資金の収入）となりました。主な増加要因は第三者割当増資による株式の発行による収入510,188千円によるものであり、主な減少要因は長期借入金の返済による支出110,772千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループ全体における生産及び受注実績の金額的重要性が乏しく、提供する主要なサービスの性格上、当該記載が馴染まないことから記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループでは一部個別の受託開発を行っておりますが、「(1)生産実績」に記載の理由から、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第14期連結会計年度及び第15期第3四半期連結累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第14期連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第15期第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
ECマーケティングテック(千円)	4,958,965	131.9	6,048,645
広告マーケティング(千円)	2,235,959	111.6	2,007,283
その他(千円)	96,487	90.1	45,731
合計(千円)	7,291,412	124.2	8,101,659

(注) 1. サービス間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度及び第15期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第13期連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第14期連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第15期第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(有)マイケア	1,271,972	21.7	456,673	6.3	462,635	5.7
(株)ビアンネ	173,766	3.0	600,851	8.2	1,718,544	21.2

上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「全ての行動がWINの世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing for Your Life」をビジョンとし、「ECトランスフォーメーション」を推進することで、ショッピングに「最適な出会い」「最高の体験」「最強の利便性」を創造し、顧客満足を最大化することをミッションとしております。ビューティ&ヘルス及び食品市場におけるEC支援のシェアNo.1企業を目指し、独自開発のEC向けマーケティングテック及び領域特化型のデータと、同市場における実績及びノウハウに基づくコンサルティングを事業基盤とし、マーケティングのサービスを保証すべく、「KPI保証」型によるサービスを提供してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、主要財務指標として、全社の売上収益、営業利益、マーケティングテック導入社数及びその成長率を重視しており、その向上を図る経営に努めてまいります。

(3) 中長期的な経営戦略

①ECマーケティングテック

マーケティング総合支援ツールである「RESULTシリーズ」とAIの機能強化、領域特化型DMPの充実化を推進してまいります。ビューティ&ヘルス領域における、これまでの豊富な実績に基づくデータが蓄積されたDMPとAIを連携させ、クライアントの商材と類似するマーケティング事例を発見し予測モデルを作成し、それを基にプロモーションの方向性や施策の設定などを行い、マーケティングの最適化を図ります。

「KPI保証」型は当社の報酬がクライアントの売上に連動するため、クライアントの導入障壁が低くなります。当社グループは「KPI保証」型での提供にて契約社数増を図り、取得データを拡張しつつ、AIをさらに学習させることで、より高確度のマーケティングを可能にしており、効果を見ながらのPDCAでクライアントの予算配分を調整し、既存施策への予算配分見直しや余剰予算で効果が見込める新規施策を設定するなどして、当社グループにおけるクライアント1社あたりの取引単価を拡大し売上増へと結び付けてまいります。

また自社のマーケティングテックを有効に運用し、的確なコンサルティングを行うための人員強化及び育成にも取り組んでまいります。

②広告マーケティング

既存のマス広告や紙媒体に捉われず、コールセンターの拡充やフィールドキャラバン（リアル店舗でのマーケティング及び販売）の展開など、新たな顧客開拓を行ってまいります。さらに、それらを自社マーケティングテックと連携させることで、データ収集の機会としつつ、より多角的かつ密度の高いコミュニケーションを実行できるインフラを構築し、あらゆる領域において、「KPI保証」型でのサービスへの移行を目指し、利益の向上を図ってまいります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループが主たる事業を展開する、ビューティ&ヘルス及び食品市場の市場規模は、平成28年は1.8兆円であり、その後、年率6～8%の増加を見込み、平成31年には平成28年比21.8%増の2.2兆円に達すると推計されており（「通販・得e-コマースビジネスの実態と今後2018」（富士経済））今後も拡大余地が大きいものと考えております。

当社グループは、クライアントに対して、「ECマーケティングテック」及び「広告マーケティング」に関するサービスを提供しております。オンライン/オフライン両軸でクライアントにおける新規顧客獲得から既存顧客のCRM（顧客管理）に至るまで、多様なクライアントニーズに対応できる体制を構築しています。今後はグローバル展開も視野に入れ、主にアジア地域の越境ECの構築・運営を支援してまいります。

EC市場の中でもビューティ&ヘルス及び食品市場は、商材が主に化粧品や健康食品等になるため、一般的に景気変動の影響を受けにくい傾向にあります。このような状況下、当社グループは、今後も引き続き「KPI保証」型でのサービスによる競争優位性を維持・強化しつつ、自社開発のマーケティングテックの機能強化、及びオフショア開発にてコストダウンを図るなど、利益率の更なる向上を通じ、持続的な成長を実現してまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは全社的にECマーケティングテックに注力し、マーケティング総合支援ツールである「RESULTシリーズ」の機能強化を進めるとともに、「RESULTシリーズ」を軸とした成果報酬保証型のマーケティング事業領域の拡大とサービスの変革及びグローバルへの展開に努めてまいりました。

問題認識につきましては、「(6) 対処すべき課題」に記載しております。なお、今後につきましては、自社サービスの利便性・多様性の更なる拡充、また、国内外での認知度向上のためのプロモーション活動等を進めながら、事業領域の拡大を積極的に図ってまいります。

(6) 対処すべき課題

①グループシナジーの更なる追及

ビューティ&ヘルス及び食品市場と、その事業領域におけるマーケティングに関連するテクノロジー市場は、環境変化の激しい状況が続くと見込んでおります。当社グループはアジアにおけるEC支援を行なう比智(杭州)商貿有限公司及び主に「RESULTシリーズ」の開発保守を行なうPIATEC(Thailand) Co., Ltd.、(株)Pialabの子会社3社により構成されております。

当社グループは、グループ各社が自律的な意思決定を行うことで、スピード感のある事業運営を実現しております。併せて、同領域において、データを中心としたEC向けマーケティングテックにおける競争力の強化を主軸に、アジア市場に向けてのEC支援事業の展開及びマーケティングテックの開発にあたり、更なる相互シナジーを創出し、当社グループのもつ経営資源の効率的な活用を推進してまいります。

②収益性の更なる向上

当社グループは独自のEC向けマーケティングテックとデータを活用したEC支援事業を「KPI保証」型にて提供し、収益を創出しておりますが、ノウハウが確立されてきたことで、クライアントごとの成果向上にもつながり、顧客数は増加傾向にあり、1社あたりの取引高は増加傾向にあります。

今後もAIを中心としたテクノロジーを導入し、EC向けマーケティングテックの開発やプライベートDMPの強化を推進し、ビジネスの基盤を拡充することで、EC向けマーケティングテック導入社数を重視しつつ、既存顧客の販売高引上げにも注力し、更なる収益性の拡大を進めてまいります。

③優秀な人材の確保

当社グループは、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の確保が必要不可欠であると認識しております。このため、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。

新卒採用に関しては、オンラインにて就労体験が可能な「クラウドインターン」制を導入し、学年や居住地を問わず学生達との接点を拡充し、その採用活動の強化を図ってまいります。

また、事業状況に合わせ、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力を持つ人材を積極的に登用してまいります。

④情報セキュリティ体制の更なる整備

当社グループは、顧客と取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことがあります。

情報セキュリティ体制の整備を引き続き推進していくとともに、情報の取り扱いに関する社内規程の適切な運用、役職員の機密情報リテラシーの向上、役職員による機密情報の取り扱いに関する内部監査等を通じ、情報セキュリティ体制の強化を図ってまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

⑥システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、安定した事業運営を行うにあたり、国内外での市場シェア拡大や新規プロダクトの提供、新規海外拠点の設立等を念頭に置いた、サーバー設備の増強や負荷分散システムの導入等が必要不可欠であると認識しております。今後も、中長期的な視点から設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示することとしております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、その発生の予防・回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境について

①ビューティ&ヘルス及び食品市場の動向及び競争環境について

当社グループが主たる事業を展開する、ビューティ&ヘルス及び食品市場は着実に成長を続けており、同市場が引き続き拡大することが、成長のための基本的な前提と考えております。しかしながら、マーケティング予算の減額、同市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、市場規模が想定したほど拡大しなかった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、依然として激しい競争環境の中で、当社グループは競争優位性を確立し競争力を高めるべく様々な施策を講じております。しかしながら、必ずしもこのような施策が奏功し競争優位性の確立につながるとは限らず、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②検索エンジンへの対応について

当社グループの事業において、「Yahoo!JAPAN」や「Google」等の主要なメディアが定期的に行なう、検索エンジンのアルゴリズムの判定要素の更新については、その判定要素が対外的に公開されていないため、その更新への対応を適時適切に行なう必要があります。しかし、その更新への対応が適切でなかった場合、あるいは更新への対応が遅れた場合等には、広告露出等の減少が予測されることで、当社グループの期待する利益が確保できなくなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容について

①「KPI保証」型による契約形態を展開するリスクについて

当社グループの主たるサービスである、「ECマーケティングテック」による売上は主に「KPI保証」型による契約形態をとっております。これは、当社の行なうEC支援により、クライアントの得るマーケティングの成果に基づいて当社が請求を行なう契約形態であり、クライアントとの契約段階においては受注が確定していますが、マーケティングの成果が確定しない限り当社の売上高は確定いたしません。

更に、原価は主にCPC（クリック単価）であるのに対し、売上は「KPI保証」により固定された成果報酬になりますので、原価と売上のチャージ基準が異なり、利率は確定いたしません。

このため、当社グループは、クライアントに対するマーケティングの成果を出す為に、ビューティ&ヘルス及び食品領域にかかるDMPの更なる蓄積と、AIを活用した「RESULTシリーズ」の機能強化等に注力しております。また、「KPI保証」は獲得件数に関する保証をしないことや、見込まれたマーケティングの成果が出なかった場合のコストカットルールを社内に設ける等によりリスクのコントロールをしております。

しかしながら、これらの蓄積や機能強化が進まなかった場合及び、リスクコントロールが機能しなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②技術革新への対応について

当社グループのサービスは、インターネット関連技術に基づき事業展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われており、非常に変化の激しい業界となっております。また、広告を表示するデバイス面においては、スマートフォンやタブレットなどの端末の普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。

このため、当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、またマーケティングに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。

しかしながら、係る知見やノウハウの獲得が困難な場合、また技術革新に対する当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービス品質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③システムリスクについて

当社グループの事業は、そのサービスを、サーバーを中心とするコンピュータシステムからインターネットを介して顧客に提供しております。これらのサービスにおいては、システムの増強やバックアップ体制の強化など安定稼動のために常に対策を講じております。

しかしながら、機器の不具合、自然災害、想定を超える急激なアクセス増、コンピュータウィルス等によりコンピュータシステムや通信ネットワークに障害が発生したり、不正なアクセスによりプログラム等の内容が改ざんされた場合、サービスの停止を余儀なくされる場合等の状況によっては顧客からの信用が低下したり損害賠償を請求されたりするなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④新規事業について

当社グループは、今後も持続的な成長を実現するために、新規事業の創出と育成に取り組んでいきたいと考えております。しかしながら、新規事業を遂行していく過程では、急激な事業環境の変化をはじめとして様々な予測困難なリスクが発生する可能性があります。その結果、当初の事業計画を達成できない場合は、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

⑤景気動向の変動等について

当社グループが扱う広告は、市場変化や景気動向の変動によりクライアントが広告費用を削減する等、景気動向の影響を受ける可能性があります。また、クライアントの経営状態の悪化等により、広告代金の回収が不能になる場合があります。このような状況となった場合、当社グループのサービスに対する需要が減退すること等により、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制について

①人材の確保及び育成について

当社グループの成長を支えている最大の資産は人材であり、優秀な人材を採用し育成することは当社グループにとって重要な課題であると認識しております。したがって、優秀な人材の確保と育成については最大限の努力を払っております。しかしながら、事業内容の急速な変化、事業規模の急拡大に伴う業務量の増加及び人材マーケットの需給バランスやその他何らかの要因により、必要な人材の確保や育成ができなかった場合、もしくは重要な人材の流出等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である飛鳥貴雄は、当社の創業者であり、最高経営責任者であります。同氏は、インターネット広告におけるサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、現状では何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためにはコンプライアンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令・ルールの実行及び定期的な内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかし、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生する可能性は完全には排除できないため、これらの事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

①個人情報保護について

インターネットを規制する国内の法律として「個人情報の保護に関する法律」があります。当社グループは、SSP、DSP、DMP等のサービスのプラットフォームを通じて、Cookie（クッキー）技術を利用し、当社グループと提携するWebサイトを閲覧したユーザーの行動履歴（アクセスしたURL、コンテンツ、参照順等）等を取得する可能性があります。

本書提出日現在では当社グループの事業の阻害要因になっておりませんが、今後、インターネット広告に関するサービスを提供するうえで新たな法律の制定や既存の法律が改正されたり、自主規制が求められたりした場合には、サービスの提供が制約を受け、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②法規制について

当社グループは、電気通信事業法、景品表示法、薬機法、医療広告ガイドライン等の法令規則及び諸規制の適用を受けております。今後、適用を受けている法令の改正や新たな法令の制定等が行われ、又は既存の法令等の解釈に変化が生じたり、もしくは、法令等に準ずる位置付けで業界内の自主規制が制定されその遵守を求められたりするような状況が生じた場合には、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

③知的財産権について

当社グループでは、第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループのサービスにおいて、知的財産権侵害の可能性を完全に排除することは困難であります。何らかの事情により当社の保有する知的財産権について、侵害があった場合もしくは他社の知的財産権を侵害し、差止請求もしくは損害賠償請求を受けた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④不適切な広告配信に対する監視体制の強化について

当社グループは、顧客に提供する価値を担保するために、当社グループが配信する広告に係る品質管理の徹底が重要な課題であると認識しております。具体的には、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）、健康増進法並びに著作権法等の各種法令により一定の制約が掛けられており、広告を実施する事業者としてはこれらの法令に抵触することがないように、広告内容の適法性の確保を図る必要があります。また、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び違法コンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信の監視、また、成人向け広告の取り扱いに関する社内方針を定め、該当する広告取引を行わないよう努めております。

しかしながら、万一、予期せぬ要因により、これらの対応に不備が生じた場合、顧客への損害補填が必要となる等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤訴訟の可能性について

当社グループはシステムの障害や重大な人為的ミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、また、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及びその結果によっては、当社グループの業績及び財政状態や社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

⑥自然災害等について

当社グループの事業活動に必要なサーバーについては、自然災害、事故等が発生した場合に備え、外部のデータセンターの利用や定期的バックアップ、稼働状況の監視等によりシステムトラブルの事前防止又は回避に努めております。

しかしながら、万一、当社本社の所在地である東京都において大地震や台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事象が発生した場合、当社グループが提供するサービスの継続に支障をきたす場合があります。また、損壊を被った設備等の修復や被害を受けた従業員に対する補償等の費用が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦調達資金の使途について

当社が株式上場時に計画している公募増資による調達資金については、「RESULTシリーズ」の機能強化やユーザビリティの強化のためのシステム投資費用と社内リソースの獲得のための人員の増員及び採用関連費用、金融機関から運転資金を目的とした借入金の返済の一部に充当する予定であります。

しかしながら、当社グループが属する業界においては変化が著しく、環境変化に柔軟に対応するため、調達資金を本書提出日現在における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。

また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあります。

⑧配当政策について

当社は、利益配分につきましては、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では分配可能利益が無く、配当を行っておりません。今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。

⑨ストックオプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社従業員、当社子会社の取締役及び従業員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストックオプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストックオプションを発行する可能性があります。これらのストックオプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、本書提出日現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は153,800株であり、発行済株式総数3,131,840株の4.91%に相当しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

第14期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度の研究開発活動は、広告効果と予算の最適化のアルゴリズムの研究であり、研究開発費は3,000千円であります。

研究開発体制について、専属で行う部署、人員は存在しておりませんが、IT本部を中心に外部のAI専門家に協力を仰ぎ共同で分析・研究活動を行っております。

なお、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、12,861千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。この連結財務諸表の作成にあたって重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第14期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ762,124千円増加し、1,418,044千円となりました。主な要因としましては、第三者割当増資等により現金及び預金が384,970千円増加、売上高の増加により受取手形及び売掛金が318,450千円増加、システム開発の受注により仕掛品が49,840千円の増加、売上の増加に伴い広告プロモーションの増加により前渡金の取崩しによる減少43,016千円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ27,100千円増加し、211,548千円となりました。要因としましては、有形固定資産の増加7,617千円、無形固定資産の増加6,110千円、投資その他の資産の増加13,372千円によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ789,224千円増加し、1,629,593千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ307,829千円増加し、1,120,589千円となりました。主な増加要因としましては、取引高増加による買掛金の増加181,581千円、事務所設備工事の未払等による未払金の増加27,614千円、広告プロモーションによる売上等の前受金の増加23,817千円によるものであります。一方、主な減少要因は短期借入金の減少25,980千円であります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ48,104千円減少し、144,198千円となりました。要因としましては、長期借入金の減少であります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ259,725千円増加し、1,264,787千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ529,499千円増加し、364,805千円となりました。主な増加要因としましては、新株発行により資本金と資本剰余金が合計で511,980千円増加したことによるものであります。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ481,067千円増加し、1,899,111千円となりました。主な要因としましては、現金及び預金が30,727千円減少したものの、売上高の増加により受取手形及び売掛金が469,571千円増加、システム開発により仕掛品の増加31,471千円、人材紹介の採用関係費用の前払等として前払費用の増加12,038千円によるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ95,763千円増加し、307,312千円となりました。主な要因としましては、差入保証金の増加50,335千円によるものであります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ576,830千円増加し、2,206,423千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ274,352千円増加し、1,394,942千円となりました。主な増加要因としましては、取引高の増加による買掛金の増加148,839千円、未払消費税の増加39,270、短期借入金の増加92,120千円、課税所得の増加による未払法人税等の増加36,818千円によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ52,121千円増加し、196,319千円となりました。要因としましては、長期借入金の増加であります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ326,473千円増加し、1,591,261千円となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ250,357千円増加し、615,162千円となりました。主な増加要因としましては、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加であります。

(3) 経営成績の分析

第14期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度における売上高は、マーケティングによる成果を保証する「KPI保証」サービスの強化によりECマーケティングテック売上高が増加し、7,291,412千円（前年同期比24.2%増）となりました。

売上総利益は、外注費の増加、EC向けマーケティングテックの機能強化に伴う減価償却費の増加や受注損失引当金の計上等により売上原価を5,980,793千円（前年同期比27.7%増）計上したものの、売上高の増加がこれを上回り、1,310,619千円（前年同期比10.5%増）となりました。

営業利益は、従業員の増加に伴う人件費の増加や採用活動の推進に伴う採用費の増加等により、販売費及び一般管理費が1,279,538千円（前年同期比17.2%増）となったことから、31,080千円（前年同期比67.1%減）となりました。

経常利益は、貸倒実績率の減少による貸倒引当金戻入額を計上したこと等で、営業外収益・費用の純額はプラスとなりましたが、営業利益の大幅な減少から、経常利益は32,689千円（前年同期比63.8%減）となりました。

税金等調整前当期純利益は、経常利益が前年同期比で57,688千円減少したことから、14,056千円（前年同期比78.7%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、税金等調整前当期純利益が前年同期比で51,868千円減少したことから、19,236千円（前年同期比70.2%減）となりました。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における当社グループは「テクノロジーとコンサルティングでEC支援事業サービスの「KPI保証」化を実現し、お客様のマーケティングの課題解決にコミットする」を目標に掲げ、ECマーケティングテックとデータに基づくコンサルティングにより、KPIの達成に注力してまいりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は、8,101,659千円となりました。これはマーケティングによる成果を保証する「KPI保証」サービスの強化によりECマーケティングテック売上高が前連結会計年度より継続して堅調に推移したことによるものであります。

売上総利益は、1,403,536千円となりました。これは外注費の増加により売上原価を6,698,122千円計上したことによるものであります。

営業利益は、261,722千円となりました。これは業容拡大による人件費の増加や営業経費の増加等により、販売費及び一般管理費を1,141,814千円計上したことによるものであります。

経常利益は、254,745千円となりました。これは営業外収益として為替差益の計上があったものの、借入金の増加により支払利息が増加したこと等で、営業外収益・費用の純額がマイナスとなったことによるものであります。

税金等調整前四半期純利益は、255,945千円となりました。これは商標権の譲渡に伴う権利譲渡益2,000千円を計上したこと等により、特別利益・特別損失の純額がプラスになったことによるものであります。

親会社株主に帰属する四半期純利益は、196,416千円となりました。これは法人税等合計を59,528千円計上したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は70,109千円であり、その主な内容は、有形固定資産の取得14,655千円、自社開発によるソフトウェア等に対する投資による無形固定資産の取得55,453千円によるものであります。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における設備投資の総額は50,583千円であり、その主な内容は、自社開発によるソフトウェアに対する投資による無形固定資産の取得49,513千円によるものであります。なお、当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	EC支援事業	本社事業所用設備等	19,002	3,667	116,768	139,437	87 (11)
大阪営業所 (大阪府大阪市中央区)	EC支援事業	大阪営業所	—	—	—	—	5 (1)
福岡支社 (福岡県福岡市中央区)	EC支援事業	福岡事業所用設備	3,581	—	—	3,581	7 (1)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定を含んでおります。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 上記金額には、連結財務諸表上において消去される固定資産の未実現利益金額が含まれております。
5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。）の年間の平均雇用人員です。
6. 本社、大阪営業所及び福岡支社の事務所は賃借しているものであり、それぞれの年間賃借料は102,114千円、4,929千円及び4,660千円、合計111,703千円であります。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年9月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	本社 (東京都 渋谷区)	EC支援事業	自社開発ソフトウェア	275,600	61,658	増資資金 及び自己 資金	平成30年 1月	平成32年 12月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,500,000
計	12,500,000

(注) 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で株式分割による定款変更を行い、発行可能株式総数は3,900,000株増加し、4,000,000株となり、平成30年8月30日開催の臨時株主総会により定款変更を行い、発行可能株式総数は8,500,000株増加し、12,500,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,131,840	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,131,840	—	—

(注) 1. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株を40株に分割いたしました。これにより発行済株式総数は2,057,874株増加し、発行済株式総数は2,110,640株となっております。
2. 平成30年8月20日付の新株予約権の行使により発行済株式総数は1,021,200株増加し、発行済株式総数は3,131,840株となっております。
3. 平成30年8月30日開催の臨時株主総会決議により単元株制度導入に伴う定款変更を行い、平成30年9月2日付で単元株式を100株とする単元株制度を導入いたしました。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年7月7日臨時株主総会決議に基づく平成26年7月11日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	2,187（注）2	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,870（注）2、3	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,300（注）4	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,313 資本組入額 657 （注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）6	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	—

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき130円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成26年12月期から平成27年12月期までのいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の（a）乃至（d）に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - （a）定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - （b）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき。
- ③ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 5に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 6に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成30年8月20日付ですべて行使されているため、提出日の前月末現在の記載はしていません。

第2回新株予約権（平成26年7月7日臨時株主総会決議に基づく平成26年7月11日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	188（注）2	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,880（注）2、3	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,300（注）4	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,313 資本組入額 657（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）6	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	—

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき130円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成26年12月期から平成27年12月期のいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、以下の（i）乃至（ii）に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該（i）乃至（ii）の規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - （i）平成27年4月1日から平成29年12月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで
 - （ii）平成30年1月1日から平成32年7月14日までは、上記（i）に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで
- ③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の（a）乃至（d）に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - （a）定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - （b）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき。
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき。
- ④ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑧ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）3に準じて決定する。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- （5）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）5に準じて決定する。
- （7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- （8）その他新株予約権の行使の条件
（注）6に準じて決定する。
- （9）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成30年8月20日付ですべて行使されているため、提出日の前月末現在の記載はしていません。

第3回新株予約権（平成26年10月7日臨時株主総会決議に基づく平成26年10月11日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	104（注）2	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,040（注）2、3	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,300（注）4	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,313 資本組入額 657（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）6	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	—

- （注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき130円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点

で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成26年12月期から平成27年12月期までのいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の（a）乃至（d）に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を定められた行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - （a）定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - （b）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき。
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき。
- ③ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 3 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 4 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 5 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 6 に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
8. 平成30年8月20日付ですべて行使されているため、提出日の前月末現在の記載はしていません。

第4回新株予約権（平成27年3月27日定時株主総会決議に基づく平成27年3月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	240（注）2	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	240（注）2、3	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	30,000（注）4	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月31日 至 平成33年3月30日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 30,300 資本組入額 15,150（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）6	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	—

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき300円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成27年12月期から平成28年12月期までのいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の（a）乃至（d）に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を定められた行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - （a）定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - （b）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき。
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき。
- ③ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 5に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 6に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成30年8月20日付ですべて行使されているため、提出日の前月末現在の記載はしていません。

第5回新株予約権（平成27年3月27日定時株主総会決議に基づく平成27年3月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数(個)	891(注) 1	836(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	891(注) 1、2	33,440(注) 1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注) 3	750(注) 3、7
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月4日 至 平成37年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000(注) 4	発行価格 750 資本組入額 375(注) 4、7
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した取締役又は従業員については、退任又は退職後3か月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間のうち以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）
 - イ. 割当日後、2年を経過した日以降3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に2分の1を乗じた数
 - ロ. 割当日後、3年を経過した日以降4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の3を乗じた数
 - ハ. 割当日後、4年を経過した日以降8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の4を乗じた数
- ⑦ 上記②、③及び⑥にかかわらず新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することが出来ないものとする。
- ⑧ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 5に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成27年5月27日臨時株主総会決議に基づく平成27年5月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	500（注）2	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500（注）2、3	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	30,000（注）4	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月29日 至 平成33年5月28日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 30,960 資本組入額 15,480（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）6	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	—

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき960円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{新株発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成27年12月期から平成28年12月期までのいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 割当日から満期日までの間に、行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 割当日から満期日までの間に、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。
 - (d) 割当日から満期日までの間に、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 5に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注) 6に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成30年8月20日付ですべて行使されているため、提出日の前月末現在の記載はしていません。

第7回新株予約権（平成29年3月29日定時株主総会決議に基づく平成29年6月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	985（注）1	860（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	985（注）1、2	34,400（注）1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	30,000（注）3	750（注）3、7
新株予約権の行使期間	自 平成31年7月1日 至 平成39年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 30,000 資本組入額 15,000（注）4	発行価格 750 資本組入額 375 （注）4、7
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。
- ① 新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
 - ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した取締役又は従業員については、退任又は退職後3か月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - ⑥ 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間のうち以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）
 - イ. 割当日後、2年を経過した日以降3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に2分の1を乗じた数
 - ロ. 割当日後、3年を経過した日以降4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の3を乗じた数
 - ハ. 割当日後、4年を経過した日以降8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の4を乗じた数
 - ⑦ 上記②、③及び⑥にかかわらず新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することが出来ないものとする。
 - ⑧ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - （5）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注) 5に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行なっております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（平成29年12月25日臨時株主総会決議に基づく平成30年1月9日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	—	394（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	15,760（注）1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	750（注）3、7
新株予約権の行使期間	—	自 平成32年1月11日 至 平成40年1月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 750 資本組入額 375（注）4、7
新株予約権の行使の条件	—	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡禁止
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）6

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。
- ① 新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
 - ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した取締役又は従業員については、退任又は退職後3か月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - ⑥ 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間のうち以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）
 - イ. 割当日後、2年を経過した日以降3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に2分の1を乗じた数
 - ロ. 割当日後、3年を経過した日以降4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の3を乗じた数
 - ハ. 割当日後、4年を経過した日以降8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の4を乗じた数
 - ⑦ 上記②、③及び⑥にかかわらず新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することが出来ないものとする。
 - ⑧ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - （5）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注) 5に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行なっております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（平成30年8月30日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
新株予約権の数（個）	—	70,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	70,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,500（注）3
新株予約権の行使期間	—	自 平成33年4月1日 至 平成40年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,515 資本組入額 758（注）4
新株予約権の行使の条件	—	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	—	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）6

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき15円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

- (2) 本新株予約権者は、平成32年12月期又は平成33年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が600百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。ただし、平成31年12月期から平成32年12月期において、一度でも営業利益が364百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (3) (2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- (a) 行使価額に90%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。))。

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に90%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に90%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に90%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が本項への該当を判断するものとする。))。

- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとき当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）3 に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
（注）5 に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成26年6月1日 (注) 1	2,835	3,150	—	20,000	—	—
平成27年2月1日 (注) 2	28,350	31,500	—	20,000	—	—
平成27年3月5日 (注) 3	580	32,080	17,400	37,400	—	—
平成27年4月24日 (注) 4	1,650	33,730	24,750	62,150	24,750	24,750
平成27年5月29日 (注) 5	1,318	35,048	19,770	81,920	19,770	44,520
平成27年6月30日 (注) 6	500	35,548	7,500	89,420	7,500	52,020
平成27年7月10日 (注) 7	152	35,700	2,280	91,700	2,280	54,300
平成29年4月17日 (注) 8	1,400	37,100	21,000	112,700	21,000	75,300
平成29年5月10日 (注) 9	666	37,766	9,990	122,690	9,990	85,290
平成29年5月31日 (注) 10	13,333	51,099	199,995	322,685	199,995	285,285
平成29年6月30日 (注) 11	1,667	52,766	25,005	347,690	25,005	310,290
平成30年8月9日 (注) 12	2,057,874	2,110,640	—	347,690	—	310,290
平成30年8月20日 (注) 13	1,021,200	3,131,840	27,898	375,588	27,898	338,188

(注) 1. 株式分割 (1 : 10) によるものであります。

2. 株式分割 (1 : 10) によるものであります。

3. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額30,000円

割当先 飛鳥博 120株

飛鳥澄江 120株

前野沢郎 340株

4. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 Vector Group International Limited 1,650株

5. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 リンキンオリエント第一号投資事業有限責任組合 666株

(株)フロンティアインターナショナル 500株

(株)ファンドクリエーション 152株

6. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 (株)アドウェイズ 500株

7. 有償第三者割当

発行価格30,000円 資本組入額15,000円

割当先 Denise Hai Xi Zheng 50株

呂 隼 102株

8. 有償第三者割当
発行価格30,000円 資本組入額15,000円
割当先 (株)エボラブルアジア 1,000株
菅下清廣 200株
ブルーストーンキャピタル(株) 100株
蒲俊郎 100株
9. 有償第三者割当
発行価格30,000円 資本組入額15,000円
割当先 (株)オークファン 666株
10. 有償第三者割当
発行価格30,000円 資本組入額15,000円
割当先 B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合 10,000株
三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合 3,333株
11. 有償第三者割当
発行価格30,000円 資本組入額15,000円
割当先 S B S ホールディングス(株) 1,001株
久富哲也 666株
12. 株式分割 (1 : 40) によるものであります。
13. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	12	1	2	19	34	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	16,613	660	60	13,982	31,315	340
所有株式数の割合（％）	－	－	－	53.05	2.11	0.19	44.65	100	－

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,131,500	31,315	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 340	—	—
発行済株式総数	3,131,840	—	—
総株主の議決権	—	31,315	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（平成27年3月27日定時株主総会決議に基づく平成27年3月27日取締役会決議）

決議年月日	平成27年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員74 当社子会社取締役2 当社子会社従業員7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員34名、当社子会社取締役2名、当社子会社従業員4名の合計40名となっております。

第7回新株予約権（平成29年3月29日定時株主総会決議に基づく平成29年6月27日取締役会決議）

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員74 当社子会社取締役2 当社子会社従業員5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員54名、当社子会社取締役2名、当社子会社従業員3名の合計59名となっております。

第8回新株予約権（平成29年12月25日臨時株主総会決議に基づく平成30年1月9日取締役会決議）

決議年月日	平成30年1月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員43 当社子会社取締役1 当社子会社従業員8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員34名、当社子会社取締役1名、当社子会社従業員7名の合計42名となっております。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第9回新株予約権を発行しております。

第9回新株予約権（平成30年8月30日臨時株主総会決議）

当社の代表取締役である飛鳥貴雄は、当社グループの現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、平成30年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年8月31日付で税理士森満彦を受託者として「ピアラ新株予約権信託」（以下「本信託（第9回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第9回新株予約権）に基づき、森満彦に対して、平成30年8月31日に第9回新株予約権（平成30年8月30日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第9回新株予約権）は、当社グループの役職員に対して、その功績に応じて、森満彦が、受益者適格要件を満たす者に対して、第9回新株予約権70,000個（本書提出日現在1個当たり1株相当）を分配するというものであり、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第9回新株予約権の分配を受けた者は、当該第9回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第9回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

第9回新株予約権（平成30年8月30日臨時株主総会決議）

名称	ピアラ新株予約権信託 (時価発行新株予約権信託)
委託者	飛鳥貴雄
受託者	森満彦
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	平成30年8月31日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 10,000個 (A02) 25,000個 (A03) 35,000個
信託期間満了日	(A01) 平成31年12月の最終営業日 (A02) 平成32年12月の最終営業日 (A03) 平成33年12月の最終営業日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第9回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で(A01)から(A03)までのそれぞれにつき第9回新株予約権70,000個(本書提出日現在1個当たり1株相当)が信託の目的となっております。なお、第9回新株予約権の概要については「(2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第9回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第9回新株予約権の配分は、信託ごとに①採用インセンティブとして付与されるものと、②業績インセンティブとして付与されるものの2種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。 ① 採用インセンティブ 採用候補者のポジションに応じて上限数が設定されており、その範囲内で評価委員会が決定する数の新株予約権を付与します。 ② 業績インセンティブ 人事評価を基礎として評価委員会が決定した評価結果に基づき、受益候補者たる役員及び従業員に個別に付与されるポイント数の按分によって新株予約権の個数を確定し、付与します。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現状、分配可能利益が無く、配当を行っておりません。また、創業以来配当を実施しておりません。

株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けており、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び今後の事業展開のために必要な優秀な人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、利益配分につきましては、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7名 女性 一名 （役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	飛鳥 貴雄	昭和50年5月29日生	平成11年4月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社 平成16年3月 有限会社ピアラ（現当社）設立取締役就任 平成16年10月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成24年1月 比亞萊集團有限公司（PIALA HOLDINGS LIMITED）CEO就任 平成24年11月 PIATEC(Thailand)Co., Ltd. サイナー就任（現任） 平成25年3月 比智（杭州）商贸有限公司董事长就任（現任） 平成26年7月 株式会社PIALab. 代表取締役就任（現任） 平成26年12月 FLYING BIRD株式会社代表取締役就任（現任）	(注) 3	1,756,800 (注) 6
常務取締役	—	根来 伸吉	昭和53年9月17日生	平成14年4月 株式会社トゥーマックス入社 平成16年4月 有限会社ピアラ（現当社）入社 平成20年2月 当社取締役就任 平成22年2月 当社常務取締役就任（現任） 平成24年1月 比亞萊集團有限公司（PIALA HOLDINGS LIMITED）DIRECTOR就任 平成24年11月 PIATEC(Thailand)Co., Ltd. サイナー就任 平成25年3月 比智（杭州）商贸有限公司董事就任（現任）	(注) 3	175,600
取締役	管理本部長	山口 渉	昭和49年2月1日生	平成11年4月 株式会社ガイアコミュニケーションズ入社 平成16年3月 有限会社ピアラ（現当社）設立取締役就任 平成21年3月 当社取締役管理本部長就任（現任） 平成23年12月 全電協株式会社 取締役就任 平成24年1月 比亞萊集團有限公司（PIALA HOLDINGS LIMITED）DIRECTOR就任	(注) 3	175,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	大山 俊介	昭和25年5月6日生	昭和50年4月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金(株)）入社 平成12年7月 日本移動通信株式会社（現KDDI(株)）理事経営企画部長就任 平成13年6月 KDDI株式会社理事au事業企画部長就任 平成15年4月 同社執行役員購買本部長就任 平成17年4月 KDDIテレマーケティング株式会社（現株式会社KDDIエボルバ）代表取締役副社長就任 平成18年4月 KDDI株式会社執行役員渉外・広報本部長就任 平成19年6月 同社執行役員経営企画室長就任 平成21年1月 同社執行役員経営企画室長兼海外戦略部長就任 平成22年3月 株式会社ジュビターテレコム取締役就任 平成22年4月 KDDI株式会社執行役員経営戦略本部長兼海外戦略部長就任 平成22年7月 同社執行役員経営戦略本部長就任 平成22年10月 同社執行役員経営戦略本部長兼CATV事業推進本部長就任 平成23年3月 株式会社ジュビターテレコム代表取締役副社長事業戦略部門分掌就任 平成23年7月 同社代表取締役副社長事業戦略部門分掌兼事業戦略部門長就任 平成24年4月 同社代表取締役副社長事業戦略部門長就任 平成25年3月 同社常勤監査役就任 平成30年7月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	杉野 剛史	昭和51年7月1日生	平成13年4月 野村證券株式会社入社 平成18年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成22年7月 株式会社MIDストラクチャーズ入社 平成22年12月 公認会計士登録 平成25年4月 公益財団法人ジュニアゴルファー育成財団監事就任（現任） 平成26年5月 当社社外監査役就任 平成27年4月 当社常勤社外監査役就任（現任） 平成28年7月 公認会計士杉野事務所開設（現任）	(注) 4	4,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	蒲 俊郎	昭和35年9月10日生	平成5年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成15年6月 城山タワー法律事務所設立 代表弁護士就任（現任） 平成17年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究 科教授就任（現任） 平成18年3月 ガンホー・オンライン・エン ターテイメント㈱社外監査役 就任（現任） 平成19年8月 株式会社ケイブ社外監査役就 任（現任） 平成22年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究 科長就任（現任） 平成25年6月 株式会社ティーガイア社外監 査役就任（現任） 平成26年6月 学校法人桐蔭学園理事就任 （現任） 平成27年3月 当社社外監査役就任（現任） 平成27年6月 一般財団法人東京都営交通協 力会理事就任（現任） 平成27年7月 一般社団法人全国携帯電話販 売代理店協会倫理委員会委員 長（現任） 平成28年4月 株式会社J. Score社外監査役 就任（現任）	(注) 4	4,000
監査役	—	青山 格雄	昭和54年7月28日生	平成18年12月 監査法人トーマツ（現有限責 任監査法人トーマツ）入所 平成23年10月 株式会社MAACS設立代表 取締役就任（現任） 平成23年10月 税理士法人落合青山会計事務 所 入所 平成26年9月 公認会計士登録 平成26年11月 税理士登録 平成26年11月 青山会計事務所開設 代表公 認会計士・代表税理士就任 （現任） 平成27年3月 当社社外監査役就任（現任） 平成28年12月 一般社団法人Vamos秦野監事 就任（現任） 平成29年7月 一般社団法人女性未来農業創 造研究会監事就任（現任）	(注) 4	—
計						2,116,800

- (注) 1. 取締役大山俊介は、社外取締役であります。
2. 監査役杉野剛史、蒲俊郎及び青山格雄は、社外監査役であります。
3. 平成30年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。
4. 平成30年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は7名で、経営企画室 室長 小野 真、ソリューション本部KPIソリューション部担当 増田 晴臣、ソリューション本部リアルマーケティング部・テレマーケティング部担当 木村 成孝、トレーディング本部長 沼尾 淳一、コンサルティング本部長 大熊 影伸、コミュニケーションデザイン本部長 前里 江美、インフォメーションテクノロジー本部長 高林 暁で構成されております。
6. 代表取締役飛鳥貴雄の所有株数は、同氏の資産管理会社であるFLYING BIRD株式会社が所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社グループは、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させるとともに、ステークホルダーの信頼を維持するものと考えております。そのためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める公正な経営システムを構築し、実施・機能させることが極めて重要な経営課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいく所存であります。

①企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

i) 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。併せて内部監査室により内部監査を実施することで、適正性の確認、不正の防止、経営効率の向上等を図っております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令のもと、業務執行しております。

ii) 当社のコーポレート・ガバナンス体制と採用理由

経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信用を得るために経営の健全性、透明性及び客観性の観点から当該企業統治の体制を採用しております。

a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は本書提出日現在、取締役4名で構成され、うち1名が社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は本書提出日現在、監査役3名で構成され、全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査責任者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

c. 経営会議

当社では、常勤取締役、執行役員並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加する経営会議を設置し、1ヵ月に2回程度開催しております。経営会議は会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。具体的には、各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、事業ドメインと市場機会に沿った投資や資源配分、内部管理体制の充実及び、重要事項の指示・伝達を行うとともに、経営課題の認識の統一を図り、全社的な調整や対策ができる仕組みとなっております。

d. 内部監査室

当社は内部監査専任部署として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室所属の内部監査責任者が、内部監査規程に基づき、全部署並びに全子会社に対して業務執行の妥当性やコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果に基づき、被監査部署に対して改善を指示し、内部監査室を通じて、その改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

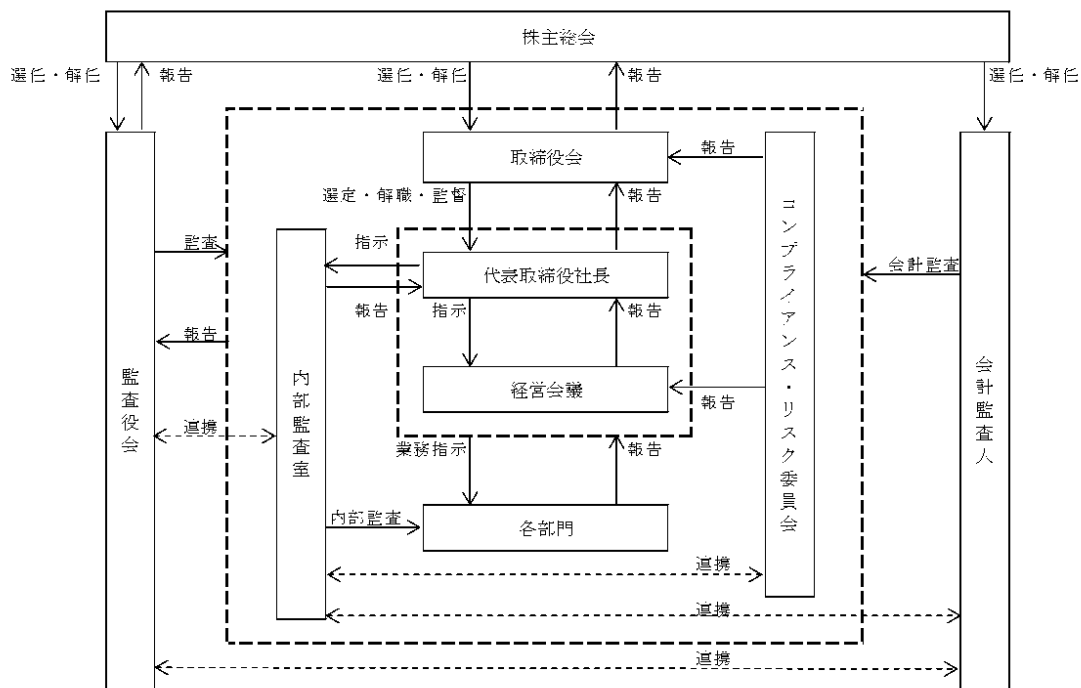
e. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

f. コンプライアンス・リスク委員会

当社では、コンプライアンス推進にかかわる課題、対応策を審議、承認するとともに、必要な情報の共有化を踏むことを目的としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長を委員長としており、原則として3ヶ月に一度開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンスに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」を定め、取締役会、その他重要会議により当社の職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他、役職員の職務遂行に対し、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、当社及び当社グループの役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「ピアラ行動規範」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役社長がその精神を従業員に反復伝達します。
 - b. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
 - c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。
 - d. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。
 - e. コンプライアンス・リスク委員会は、当社及び当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
 - f. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「公益通報規程」に基づき適切な運用を行います。
 - g. 役職員の法令違反については、「就業規則」等に基づき、処罰の対象とすることとしております。
- ii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立しております。情報セキュリティに関する具体的施策については、「内部情報管理責任者」が取締役、執行役員、部長等と検討し、当社及び当社グループで横断的に推進します。
 - b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報保護規程」、「インサイダー取引防止規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

- iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は「ピアラ行動規範」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「コンプライアンス規程」「公益通報規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
 - b. 当社は、「リスク管理規程」に掲げる基本方針に従いリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保しております。
- iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
 - b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
 - c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。
- v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。
 - b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。
- vi) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
 - b. 当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「ピアラ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。
 - c. 当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。
 - d. 当社は「ピアラ行動規範」「コンプライアンス規程」「関係会社管理規程」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。
 - e. 親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会、会計監査人及び内部監査室が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。
- vii) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。
 - b. 取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。
 - c. 監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含め必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。
- viii) 役職員が監査役に報告するための体制
 - a. 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
 - b. 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
 - c. 「公益通報規程」に基づき、監査役に相談する内部通報窓口を設置しております。
 - d. 監査役は、子会社の稟議書や財務諸表を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとします。
 - e. 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
 - f. 監査役は必要に応じて内部監査室に内部監査の状況等の説明を求めることができるものとします。

- ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 「公益通報規程」において、報告者に不利益が及ばないよう配慮しております。
 - b. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
 - c. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
 - d. 監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
 - e. 内部監査室や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図っております。
- x) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。
- xi) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は「ピアラ行動規範」において反社会的勢力などと一切関係を持たないことを定め、その遵守を取締役及び従業員の義務としています。
 - b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

当社は「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」を整備するとともに、公共機関等から情報収集・交換が出来る体制を構築し、新規取引先との取引を開始する前、役職員の採用・選任の前に、日経テレコンやインターネットによる検索等を行ない、反社会的勢力等との関わりが無いか確認を行なうなど、反社会的勢力の排除に寄与することとしております。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、最高責任者が代表取締役社長、管理本部長がリスク管理責任者としてリスクマネジメントを推進する業務を主管し、各部門と情報共有することでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

コンプライアンス・リスク委員会においてリスクマネジメントに関する審議を行い、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受ける体制を整えております。

また、「リスク管理規程」を整備し、役職員がリスク情報に接した場合は、管理本部内に設置しているリスク管理担当者に報告するとともに、コンプライアンス・リスク委員会より取締役会及び経営会議に報告されるシステムを構築しております。

ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、以下のとおりであります。

- i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
 - b. 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えると考えられる重要事象については、当社取締役会への付議等を行う。
 - c. 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。
- ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うと共に、全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- iv) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。

v) その他当社における業務の適正性を確保するための体制

- a. 当社は、「関係会社管理規程」に従って、当社における業務の適正を確保し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築する。
- b. 当社の内部監査室は、当社における内部監査を統括し、当社の内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
- c. 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査室は、当社における業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。

②内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役社長が内部監査室長として任命した当社の業務及び制度に精通した従業員1名がすべての部署から独立して担当しており、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と連携し、内部統制の状況等について意見交換を行いながら内部監査を実施しております。

内部監査は、年間の内部監査計画に則り、全部門に対して監査を行い、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査では毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

③社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社は社外取締役1名、社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役社長その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役及び社外監査役の選考基準としております。

社外取締役大山俊介は、上場企業における経営に関わる幅広い経験、事業拡大フェーズにおける経営ノウハウ、組織のマネジメント、海外戦略など、今後の成長戦略においての経営全般の助言・提言を期待して選任しております。

社外監査役杉野剛史は、公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について会計面から適切な監査を期待して選任しております。なお社外監査役杉野剛史は、常勤監査役であります。

社外監査役蒲俊郎は、弁護士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律面から適切な監査を期待して選任しております。

社外監査役青山格雄は、公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について会計面から適切な監査を期待して選任しております。

また社外監査役杉野剛史は当社株式を4,800株、社外監査役蒲俊郎は当社株式を4,000株、それぞれ有しております。それら以外に当社と社外取締役、社外監査役との間に人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外役員と内部監査、監査役監査及び会計監査につきましては、主に三様監査におきましてスケジュールや監査項目の確認、手続きの確認、結果等の情報を共有するとともに確認、意見交換を行っております。

④役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(平成29年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプ ション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を 除く。)	56,400	56,400	—	—	—	3
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	15,600	15,600	—	—	—	3

(注) 前③の項目における社外取締役及び社外監査役の員数は、本書提出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役に対する報酬等の額は、平成26年2月17日開催の第10回定時株主総会の決議により120,000千円（使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。）となっております。

監査役の報酬限度額は、平成27年3月27日開催の第11回定時株主総会の決議により30,000千円となっております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については各役員の職務内容、実績、成果等を勘案し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

⑤株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1銘柄 100千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑥会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。なお、全員が監査継続年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 小出 健治

指定有限責任社員・業務執行社員 坂井 知倫

・監査業務における補助者の構成

公認会計士 7名

その他 3名

⑦取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない旨定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ハ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	9,300	500	12,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	9,300	500	12,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場申請のための短期調査(ショートレビュー) 報告書作成業務であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社グループの監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査公認会計士等より監査計画に基づいた監査報酬の見積りの提示を受け、過去の監査実績や当社グループの業務規模、監査に要する業務量等を勘案し監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）及び当事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することが出来る体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計の専門書の購読により専門情報を積極的に収集することに努めるとともに、今後は公益財団法人財務会計基準機構へ加入することにより同法人が行なう研修等への参加も検討しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	59,544	444,514
受取手形及び売掛金	518,865	837,315
仕掛品	2,104	※2 51,944
前渡金	70,056	27,040
繰延税金資産	—	30,531
その他	24,779	36,284
貸倒引当金	△19,429	△9,586
流動資産合計	655,920	1,418,044
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,534	44,388
減価償却累計額及び減損損失累計額	△17,416	△21,805
建物（純額）	17,118	22,583
工具、器具及び備品	13,422	18,951
減価償却累計額及び減損損失累計額	△11,907	△15,284
工具、器具及び備品（純額）	1,515	3,667
有形固定資産合計	18,633	26,250
無形固定資産		
ソフトウェア	54,581	81,032
ソフトウェア仮勘定	34,823	14,482
その他	48	48
無形固定資産合計	89,452	95,563
投資その他の資産		
敷金	64,735	76,483
長期貸付金	25,650	25,650
繰延税金資産	—	111
その他	11,626	13,138
貸倒引当金	△25,650	△25,650
投資その他の資産合計	76,361	89,734
固定資産合計	184,447	211,548
資産合計	840,368	1,629,593

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	468,310	649,891
短期借入金	93,860	67,880
1年内返済予定の長期借入金	100,372	97,704
未払金	46,753	74,368
未払法人税等	1,266	35,274
賞与引当金	21,161	36,368
受注損失引当金	—	※2 52,057
その他	81,036	107,044
流動負債合計	812,760	1,120,589
固定負債		
長期借入金	192,302	144,198
固定負債合計	192,302	144,198
負債合計	1,005,062	1,264,787
純資産の部		
株主資本		
資本金	91,700	347,690
資本剰余金	54,300	310,290
利益剰余金	△318,062	△298,826
株主資本合計	△172,062	359,153
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,494	4,777
その他の包括利益累計額合計	6,494	4,777
新株予約権	874	874
純資産合計	△164,694	364,805
負債純資産合計	840,368	1,629,593

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	413,787
受取手形及び売掛金	1,306,886
仕掛品	83,415
その他	106,935
貸倒引当金	△11,913
流動資産合計	1,899,111
固定資産	
有形固定資産	23,745
無形固定資産	111,353
投資その他の資産	
敷金	93,869
長期貸付金	25,650
その他	78,344
貸倒引当金	△25,650
投資その他の資産合計	172,213
固定資産合計	307,312
資産合計	2,206,423
負債の部	
流動負債	
買掛金	798,731
短期借入金	160,000
1年内返済予定の長期借入金	94,996
未払法人税等	72,092
賞与引当金	25,310
受注損失引当金	62,068
その他	181,742
流動負債合計	1,394,942
固定負債	
長期借入金	196,319
固定負債合計	196,319
負債合計	1,591,261
純資産の部	
株主資本	
資本金	375,588
資本剰余金	338,188
利益剰余金	△102,409
株主資本合計	611,367
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	2,745
その他の包括利益累計額合計	2,745
新株予約権	1,050
純資産合計	615,162
負債純資産合計	2,206,423

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	5,869,003	7,291,412
売上原価	4,682,424	※5 5,980,793
売上総利益	1,186,578	1,310,619
販売費及び一般管理費	※1 1,092,120	※1, ※2 1,279,538
営業利益	94,458	31,080
営業外収益		
受取利息	40	47
為替差益	—	1,679
貸倒引当金戻入額	—	9,843
保険解約返戻金	9,013	—
その他	462	3,238
営業外収益合計	9,515	14,808
営業外費用		
支払利息	6,794	8,945
為替差損	4,143	—
株式交付費	—	1,791
その他	2,657	2,463
営業外費用合計	13,596	13,200
経常利益	90,377	32,689
特別利益		
受取損害賠償金	3,000	—
特別利益合計	3,000	—
特別損失		
事業譲渡損	7,217	—
固定資産除却損	※3 306	—
和解金	11,000	—
減損損失	※4 8,928	※4 18,632
特別損失合計	27,452	18,632
税金等調整前当期純利益	65,925	14,056
法人税、住民税及び事業税	1,267	25,463
法人税等調整額	—	△30,642
法人税等合計	1,267	△5,179
当期純利益	64,658	19,236
親会社株主に帰属する当期純利益	64,658	19,236

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益	64,658	19,236
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,432	△1,716
その他の包括利益合計	※ 4,432	※ △1,716
包括利益	69,090	17,519
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	69,090	17,519

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	8,101,659
売上原価	6,698,122
売上総利益	1,403,536
販売費及び一般管理費	1,141,814
営業利益	261,722
営業外収益	
受取利息	30
為替差益	419
その他	373
営業外収益合計	823
営業外費用	
支払利息	5,300
手形売却損	1,883
その他	616
営業外費用合計	7,800
経常利益	254,745
特別利益	
権利譲渡益	2,000
特別利益合計	2,000
特別損失	
減損損失	800
特別損失合計	800
税金等調整前四半期純利益	255,945
法人税、住民税及び事業税	77,769
法人税等調整額	△18,240
法人税等合計	59,528
四半期純利益	196,416
親会社株主に帰属する四半期純利益	196,416

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
四半期純利益	196,416
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△2,032
その他の包括利益合計	△2,032
四半期包括利益	194,384
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	194,384

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	91,700	54,300	△382,721	△236,721
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			64,658	64,658
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	64,658	64,658
当期末残高	91,700	54,300	△318,062	△172,062

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,062	2,062	874	△233,784
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				64,658
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,432	4,432		4,432
当期変動額合計	4,432	4,432	—	69,090
当期末残高	6,494	6,494	874	△164,694

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	91,700	54,300	△318,062	△172,062
当期変動額				
新株の発行	255,990	255,990		511,980
親会社株主に帰属する当期純利益			19,236	19,236
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	255,990	255,990	19,236	531,216
当期末残高	347,690	310,290	△298,826	359,153

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,494	6,494	874	△164,694
当期変動額				
新株の発行				511,980
親会社株主に帰属する当期純利益				19,236
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,716	△1,716		△1,716
当期変動額合計	△1,716	△1,716	—	529,499
当期末残高	4,777	4,777	874	364,805

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	65,925	14,056
減価償却費	21,420	38,355
減損損失	8,928	18,632
固定資産除却損	306	—
保険解約損益 (△は益)	△9,013	—
事業譲渡損益 (△は益)	7,217	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,044	△9,843
賞与引当金の増減額 (△は減少)	20,713	15,206
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	—	52,057
受取利息	△40	△47
支払利息	6,794	8,945
株式交付費	—	1,791
売上債権の増減額 (△は増加)	△44,884	△318,450
たな卸資産の増減額 (△は増加)	15,830	△49,840
前渡金の増減額 (△は増加)	△55,494	43,016
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,214	181,865
未払金の増減額 (△は減少)	△35,466	19,531
未払消費税等の増減額 (△は減少)	25,778	△3,012
その他	△41,261	27,218
小計	△29,415	39,485
利息の受取額	40	47
利息の支払額	△6,861	△8,946
法人税等の支払額	△812	△1,210
法人税等の還付額	1,933	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△35,115	29,376
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△844	△6,572
無形固定資産の取得による支出	△57,994	△56,246
事業譲渡による収入	※2 11,154	—
保険の解約による収入	35,410	—
敷金の差入による支出	—	△14,254
敷金の回収による収入	—	1,213
その他	△392	△99
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,667	△75,960
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	13,320	△25,980
長期借入れによる収入	120,000	60,000
長期借入金の返済による支出	△83,536	△110,772
株式の発行による収入	—	510,188
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,784	433,436
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,487	△1,881
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,489	384,970
現金及び現金同等物の期首残高	53,055	59,544
現金及び現金同等物の期末残高	※1 59,544	※1 444,514

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社PIALab.

PIATEC(Thailand) Co., Ltd.

比智(杭州)商貿有限公司

比亞萊集團有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし平成28年4月1日以降取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく進行中の開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

当連結会計年度においては、受注損失引当金を計上しておりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社PIALab.

PIATEC(Thailand) Co., Ltd.

比智(杭州)商貿有限公司

比亞萊集團有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく進行中の開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度より適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成29年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
受取手形割引高	11,645千円	149,885千円

※2. たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
仕掛品	一千円	50,887千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給料及び手当	437,635千円	484,214千円
地代家賃	127,145	130,031
役員報酬	68,565	92,584
業務委託費	70,029	92,196
賞与引当金繰入額	21,161	36,194
貸倒引当金繰入額	5,044	—

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
	一千円	3,000千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
建物	306千円	一千円
計	306	—

※4 減損損失

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社（東京都渋谷区）	事業用資産	ソフトウェア	8,928

当社グループは原則として事業用資産については、管理会計上の区分等をもとに、事業のサービス別に資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、使用見込のなくなったソフトウェア等について減損損失を計上しております。

上記事業用資産は、将来使用が見込まれない、もしくは、使用頻度が低下することとなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、ソフトウェアについては転用や売却が難しいことから、正味売却価額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社（東京都渋谷区）	事業用資産	ソフトウェア	16,587
PIATEC(Thailand) Co., Ltd. (Thailand)	事業用資産	建物、工具、器具及び備品	2,044

当社グループは原則として事業用資産については、管理会計上の区分等をもとに、事業のサービス別に資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、本社の事業用資産のうち、使用見込のなくなったソフトウェア等について減損損失を計上しております。また、PIATEC(Thailand) Co., Ltd. の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなかったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、本社の事業用資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、ソフトウェアについては転用や売却が難しいことから、正味売却価額を零として評価しております。また、PIATEC(Thailand) Co., Ltd. の事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値を零として評価しております。

※5 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
	一千円	52,057千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	4,432	△1,716
組替調整額	—	—
税効果調整前	4,432	△1,716
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	4,432	△1,716
その他の包括利益合計	4,432	△1,716

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	35,700	—	—	35,700
合計	35,700	—	—	35,700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年 度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
提出会社 (親会社)	平成26年7月 ストック・オプシ ョンとしての第1 回新株予約権	—	—	—	—	—	284
	平成26年7月 ストック・オプシ ョンとしての第2 回新株予約権	—	—	—	—	—	24
	平成26年10月 ストック・オプシ ョンとしての第3 回新株予約権	—	—	—	—	—	13
	平成27年3月 ストック・オプシ ョンとしての第4 回新株予約権	—	—	—	—	—	72
	平成27年4月 ストック・オプシ ョンとしての第5 回新株予約権 (注)	—	—	—	—	—	—
	平成27年5月 ストック・オプシ ョンとしての第6 回新株予約権	—	—	—	—	—	480
合計			—	—	—	—	874

(注) 第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	35,700	17,066	—	52,766
合計	35,700	17,066	—	52,766
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（変動事由の概要）普通株式の増加は、第三者割当による新株の発行17,066株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年 度末残高 （千円）
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
提出会社 （親会社）	平成26年7月 ストック・オプシ ョンとしての第1 回新株予約権	—	—	—	—	—	284
	平成26年7月 ストック・オプシ ョンとしての第2 回新株予約権	—	—	—	—	—	24
	平成26年10月 ストック・オプシ ョンとしての第3 回新株予約権	—	—	—	—	—	13
	平成27年3月 ストック・オプシ ョンとしての第4 回新株予約権	—	—	—	—	—	72
	平成27年4月 ストック・オプシ ョンとしての第5 回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成27年5月 ストック・オプシ ョンとしての第6 回新株予約権	—	—	—	—	—	480
	平成29年6月 ストック・オプシ ョンとしての第7 回新株予約権 （注）	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	874

（注）第7回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	59,544千円	444,514千円
現金及び現金同等物	59,544	444,514

※2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡に係る資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

事業の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額は次のとおりであります。

流動資産	17,657千円
固定資産	713
事業譲渡損	△7,217
事業の譲渡価額	11,154
現金及び現金同等物	—
差引：事業譲渡による収入	11,154

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

業務上の関係を有する取引先に対し長期貸付を行っておりますが、当該長期貸付金は、信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

受取手形及び売掛金については、与信管理規程に従い、管理本部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

長期貸付金については、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金実績状況を毎月、取締役会に報告を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	59,544	59,544	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	518,865 △6,297		
	512,567	512,567	—
(3) 敷金	64,735	54,634	△10,100
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(*1)	25,650 △25,650		
	—	—	—
資産計	636,847	626,746	△10,100
(1) 買掛金	468,310	468,310	—
(2) 短期借入金	93,860	93,860	—
(3) 未払金	46,753	46,753	—
(4) 未払法人税等	1,266	1,266	—
(5) 長期借入金(*2)	292,674	292,366	△307
負債計	902,864	902,556	△307

(*1) 受取手形及び売掛金、長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の算定については、貸倒に対する信用リスクを加味して算定した貸倒引当金を計上してあるため、時価と帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	59,544	—	—	—
受取手形及び売掛金	518,865	—	—	—
敷金	—	64,735	—	—
合計	578,409	64,735	—	—

(注) 長期貸付金は、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

3. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	93,860	—	—	—	—	—
長期借入金	100,372	85,224	50,128	34,723	22,227	—
合計	194,232	85,224	50,128	34,723	22,227	—

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

業務上の関係を有する取引先に対し長期貸付を行っておりますが、当該長期貸付金は、信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金については、与信管理規程に従い、管理本部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

長期貸付金については、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金計画及び実績状況を毎月、取締役会に報告を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	444,514	444,514	—
(2) 受取手形及び売掛金	837,315		
貸倒引当金(*1)	△6,297		
	831,017	831,017	—
(3) 敷金	76,483	66,213	△10,269
(4) 長期貸付金	25,650		
貸倒引当金(*1)	△25,650		
	—	—	—
資産計	1,352,015	1,341,746	△10,269
(1) 買掛金	649,891	649,891	—
(2) 短期借入金	67,880	67,880	—
(3) 未払金	74,368	74,368	—
(4) 未払法人税等	35,274	35,274	—
(5) 長期借入金(*2)	241,902	241,539	△362
負債計	1,069,316	1,068,953	△362

(*1) 受取手形及び売掛金、長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の算定については、貸倒に対する信用リスクを加味して算定した貸倒引当金を計上してあるため、時価と帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	444,514	—	—	—
受取手形及び売掛金	837,315	—	—	—
敷金	—	76,483	—	—
合計	1,281,830	76,483	—	—

(注) 長期貸付金は、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

3. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	67,880	—	—	—	—	—
長期借入金	97,704	62,608	47,203	34,387	—	—
合計	165,584	62,608	47,203	34,387	—	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年12月31日)

その他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは、退職給付制度を有していないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社グループは、退職給付制度を有していないため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 社外協力者 3名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 21,870株	普通株式 1,880株
付与日	平成26年7月15日	平成26年7月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名 社外協力者 1名 当社代表取締役親族 2名	当社監査役 1名 当社代表取締役親族 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,040株	普通株式 240株
付与日	平成26年10月15日	平成27年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日	自 平成27年3月31日 至 平成33年3月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 74名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 7名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,300株	普通株式 500株
付与日	平成27年4月3日	平成27年5月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年4月4日 至 平成37年3月31日	自 平成27年5月29日 至 平成33年5月28日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	21,870	1,880
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	21,870	1,880

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,040	240
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,040	240

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,220	—
付与	—	—
失効	174	—
権利確定	—	—
未確定残	1,046	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	500
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	500

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,300	1,300
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,300	30,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利行使価格 (円)	30,000	30,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたStock・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 711,473千円

②当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 社外協力者 3名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 21,870株	普通株式 1,880株
付与日	平成26年7月15日	平成26年7月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名 社外協力者 1名 当社代表取締役親族 2名	当社監査役 1名 当社代表取締役親族 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,040株	普通株式 240株
付与日	平成26年10月15日	平成27年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日	自 平成27年3月31日 至 平成33年3月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 74名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 7名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,300株	普通株式 500株
付与日	平成27年4月3日	平成27年5月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年4月4日 至 平成37年3月31日	自 平成27年5月29日 至 平成33年5月28日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 74名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,000株
付与日	平成29年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成31年7月1日 至 平成39年3月28日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	21,870	1,880
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	21,870	1,880

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,040	240
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,040	240

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1, 046	—
付与	—	—
失効	155	—
権利確定	891	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	500
権利確定	891	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	891	500

	第 7 回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	1, 000
失効	15
権利確定	—
未確定残	985
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,300	1,300
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,300	30,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利行使価格 (円)	30,000	30,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	30,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたStock・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 711,473千円
- ②当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	6,763千円
賞与引当金	7,366
その他	1,263
小 計	15,393
評価性引当額	△15,393
合 計	—
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	8,884
投資有価証券評価損	9,238
減損損失	12,033
繰越欠損金	42,271
その他	2,936
小 計	75,364
評価性引当額	△75,364
合 計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.1
住民税均等割	1.9
評価性引当額の増減	△38.9
税効果を認識していない未実現損益の消去	△0.2
その他	△1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは34.8%、平成31年1月1日以降のものについては34.6%にそれぞれ変更されています。

なお、この税率変更による影響はありません。

当連結会計年度（平成29年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	2,958千円
賞与引当金	11,223
受注損失引当金	16,065
その他	4,774
小 計	35,021
評価性引当額	△4,490
合 計	30,531
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	7,864
投資有価証券評価損	7,195
減損損失	17,334
繰越欠損金	27,086
その他	4,496
小 計	63,978
評価性引当額	△63,866
合 計	111
繰延税金資産の純額	30,642

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	24.5
住民税均等割	9.6
評価性引当額の増減	△127.9
税率変更による影響	82.5
所得拡大促進税制特別税額控除	△13.6
税効果を認識していない未実現損益の消去	△44.2
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△36.8

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当連結会計年度において当社の資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から、平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は11,598千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社アイ・エム・ユー

(2) 分離した事業の内容

当社のアパレル事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、アパレルの製造・販売を行っていましたが、EC支援事業に経営資源を集中させて成長を目指すこととしました。なお、分離先企業の株式会社アイ・エム・ユーは、国内を中心にアパレル事業を展開しており、国内におけるアパレル事業の強化を検討していたところであったため、今回の合意に至ったものであります。

(4) 事業分離日

平成28年9月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

移転損失 7,217千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	17,657千円
固定資産	713
資産合計	<u>18,371</u>

(3) 会計処理

移転したアパレル事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	25,747千円
営業損失(△)	△20,258

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、不動産賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間を15年と見積り、資産除去債務の金額を計算しています。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は3,699千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は11,992千円であります。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、不動産賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間を15年と見積り、資産除去債務の金額を計算しています。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は4,571千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は13,188千円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ECマーケティングテック	広告マーケティング	その他	合計
外部顧客への売上高	3,758,572	2,003,385	107,045	5,869,003

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(有)マイケア	1,271,972	EC支援事業

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ECマーケティングテック	広告マーケティング	その他	合計
外部顧客への売上高	4,958,965	2,235,959	96,487	7,291,412

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社グループは、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	飛鳥 貴雄	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.0 間接 64.8	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	386,534	—	—
							仕入債務等に対する債務被保証 (注) 2	6,214	—	—
役員	根来 伸吉	—	—	当社常務取締役	(被所有) 直接 11.7	債務被保証	仕入債務に対する債務被保証 (注) 2	428	—	—
役員	山口 渉	—	—	当社取締役管理本部長	(被所有) 直接 11.7	債務被保証	仕入債務に対する債務被保証 (注) 2	969	—	—

(注) 1. 当社は、金融機関からの借入に対して、その保証を受けるため、当社代表取締役社長 飛鳥貴雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 当社は、仕入債務の一部に対して、当社代表取締役社長 飛鳥貴雄及び取締役根来伸吉、山口渉より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	飛鳥 貴雄	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.0 間接 43.8	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	289,082	—	—
							仕入債務に対する債務被保証 (注) 2	10,275	—	—
役員	根来 伸吉	—	—	当社常務取締役	(被所有) 直接 7.9	債務被保証	仕入債務に対する債務被保証 (注) 2	3,303	—	—

(注) 1. 当社は、金融機関からの借入れに対して、その保証を受けるため、当社代表取締役社長 飛鳥貴雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 当社は、仕入債務の一部に対して、当社代表取締役社長 飛鳥貴雄及び取締役根来伸吉より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	△115.94円
1株当たり当期純利益金額	45.28円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	64,658
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	64,658
普通株式の期中平均株式数(株)	1,428,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数4,265個)な お、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	172.43円
1株当たり当期純利益金額	10.50円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	19,236
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	19,236
普通株式の期中平均株式数(株)	1,832,906
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権7種類 (新株予約権の数5,095個)な お、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(第7回新株予約権の発行)

当社は、平成29年3月29日開催の定時株主総会決議及び平成29年6月27日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役、当社子会社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年6月30日に発行いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、業務提携先等を割当先とする第三者割当による新株式の発行(以下、「本第三者割当」といいます。)を決議し、平成29年4月17日に払込が完了いたしました。

1. 本第三者割当の概要

1. 募集株式の種類及び数	普通株式1,400株
2. 募集株式の発行方法	第三者割当
3. 募集株式の払込金額	1株につき金30,000円
4. 募集株式と引換えにする金銭の払込期日	平成29年4月17日
5. 増加する資本金額及び資本準備金額	資本金 金2,100万円 資本準備金 金2,100万円
6. 割当先及び割当株数	株式会社 エボラブルアジア 1,000株 菅下 清廣 200株 ブルーストーンキャピタル株式会社 100株 蒲 俊郎 100株
7. 資金の使途	経常運転資金

2. 本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済株式総数	資本金
本第三者割当前	35,700株	91,700,000円
本第三者割当による増加	1,400株	21,000,000円
本第三者割当後	37,100株	112,700,000円

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(第8回新株予約権の発行)

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会決議及び平成30年1月9日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役、当社子会社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年1月10日に発行いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成30年7月17日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成30年8月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき40株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成30年8月8日現在の発行済株式総数にて試算）

株式分割前の当社発行株式済総数	52,766株
今回の分割により増加する株式数	2,057,874株
株式分割後の当社発行株式済総数	2,110,640株
株式分割後の発行可能株式済総数	4,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年7月24日
基準日	平成30年8月9日
効力発生日	平成30年8月9日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

(3) 定款変更の日程

定款の変更の効力発生日	平成30年8月9日
-------------	-----------

4. その他

資本金の額の変更

上記の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(第9回新株予約権の発行)

当社は、平成30年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者である税理士森満彦氏に対し、新株予約権を発行することを決議し、平成30年8月31日に付与いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更)

当社は、平成30年8月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、同決議による定款変更により発行可能株式総数を8,500,000株増加して、12,500,000株としております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間において比亞萊集團有限公司を清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

第1回新株予約権 (平成26年7月11日取締役会決議)

	平成26年7月11日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 社外協力者 3名
株式の種類別の新株予約権の数(注)1	普通株式 874,800株
付与日	平成26年7月15日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日

(注) 1. 株式数に換算しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成26年12月期から平成27年12月期までのいずれかの当社損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の(a)乃至(d)に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - (a) 定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格(1円未満切り上げ)を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引

- が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき
- ③ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第2回新株予約権（平成26年7月11日取締役会決議）

	平成26年7月11日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名
株式の種類別の株予約権の数（注）1	普通株式 75,200株
付与日	平成26年7月15日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日

（注）1. 株式数に換算しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成26年12月期から平成27年12月期のいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、以下の（i）乃至（ii）に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該（i）乃至（ii）の規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - （i）平成27年4月1日から平成29年12月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで
 - （ii）平成30年1月1日から平成32年7月14日までは、上記（i）に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで
- ③ 上記①及び②にかかわらず、新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 上記①及び②並びに③にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の（a）乃至（d）に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - （a）定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - （b）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき
- ⑤ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑨ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第3回新株予約権（平成26年10月11日取締役会決議）

	平成26年10月11日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名 社外協力者 1名 当社代表取締役親族 2名
株式の種類別の株予約権の数（注）1	普通株式 41,600株
付与日	平成26年10月15日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年7月14日

（注）1．株式数に換算しております。

2．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成26年12月期から平成27年12月期までのいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の（a）乃至（d）に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を定められた行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - （a）定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - （b）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき
- ③ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第4回新株予約権（平成27年3月27日取締役会決議）

	平成27年3月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社代表取締役親族 2名
株式の種類別の新株予約権の数（注）1	普通株式 9,600株
付与日	平成27年3月31日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年3月31日 至 平成33年3月30日

（注）1. 株式数に換算しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成27年12月期から平成28年12月期までのいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の（a）乃至（d）に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を定められた行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - （a）定められた行使価額に50%を乗じた価格を下回る価格（1円未満切り上げ）を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - （b）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額に50%（1円未満切り上げ）を乗じた価格を下回る価格となったとき
- ③ 新株予約権者につき相続が開始した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者の権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第6回新株予約権（平成27年5月27日取締役会決議）

	平成27年5月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
株式の種類別の新株予約権の数（注）1	普通株式 20,000株
付与日	平成27年5月29日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年5月29日 至 平成33年5月28日

（注）1. 株式数に換算しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成27年12月期から平成28年12月期までのいずれかの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、一度でも営業利益を計上した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 割当日から満期日までの間に、行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 割当日から満期日までの間に、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。
 - (d) 割当日から満期日までの間に、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及び変動状況

当第3四半期連結会計期間において存在した新株予約権を対象とし、新株予約権の数については、株式数に換算して記載しております。

① 新株予約権の数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	874,800	75,200
権利確定	—	—
権利行使	874,800	75,200
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	41,600	9,600
権利確定	—	—
権利行使	41,600	9,600
失効	—	—
未行使残	—	—

	第 6 回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	20,000
権利確定	—
権利行使	20,000
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	33	33
行使時平均株価 (円)	—	—

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格 (円)	33	750
行使時平均株価 (円)	—	—

	第 6 回新株予約権
権利行使価格 (円)	750
行使時平均株価 (円)	—

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)	
減価償却費	38,767千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年8月20日付で新株予約権の行使による新株発行を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において、資本金が27,898千円、資本剰余金が27,898千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が375,588千円、資本剰余金が338,188千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日）

当社グループはEC支援事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	86円61銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	196,416
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	196,416
普通株式の期中平均株式数（株）	2,267,747
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成29年12月25日臨時株主総会決議及び平成30年1月9日取締役会決議による第8回新株予約権 新株予約権の数 399個 (普通株式 15,960株) 平成30年8月30日臨時株主総会決議による第9回新株予約権 新株予約権の数 70,000個 (普通株式 70,000株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	93,860	67,880	1.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	100,372	97,704	2.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	192,302	144,198	2.4	平成31.4.30～ 平成33.11.30
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	386,534	309,782	—	—

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 変動利率のものについては、当連結会計年度末の利率を利用しております。

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	62,608	47,203	34,387	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,847	424,204
受取手形	4,778	64,751
売掛金	※1 512,390	※1 766,925
仕掛品	1,440	51,244
前渡金	68,781	26,679
前払費用	20,828	34,025
繰延税金資産	—	30,531
その他	43,252	41,963
貸倒引当金	△46,138	△45,551
流動資産合計	652,178	1,394,774
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,786	42,723
減価償却累計額及び減損損失累計額	△17,331	△20,139
建物（純額）	16,455	22,583
工具、器具及び備品	9,575	13,181
減価償却累計額及び減損損失累計額	△9,031	△9,514
工具、器具及び備品（純額）	544	3,667
有形固定資産合計	16,999	26,250
無形固定資産		
ソフトウェア	52,178	97,899
ソフトウェア仮勘定	55,646	18,869
その他	48	48
無形固定資産合計	107,873	116,816
投資その他の資産		
投資有価証券	0	100
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	35,582	35,582
敷金	64,152	75,666
長期前払費用	2,090	2,465
繰延税金資産	—	111
その他	34,174	35,182
貸倒引当金	△61,232	△61,232
投資その他の資産合計	74,768	87,877
固定資産合計	199,641	230,944
資産合計	851,820	1,625,719

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 466,755	※1 648,940
短期借入金	93,860	47,180
1年内返済予定の長期借入金	100,372	97,704
未払金	47,560	73,004
未払費用	19,464	25,386
未払法人税等	1,196	35,204
前受金	3,996	30,749
預り金	17,004	17,967
賞与引当金	20,871	35,675
受注損失引当金	—	52,057
その他	34,675	27,966
流動負債合計	805,757	1,091,838
固定負債		
長期借入金	192,302	144,198
関係会社事業損失引当金	808	9,041
固定負債合計	193,110	153,239
負債合計	998,867	1,245,077
純資産の部		
株主資本		
資本金	91,700	347,690
資本剰余金		
資本準備金	54,300	310,290
資本剰余金合計	54,300	310,290
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△293,921	△278,212
利益剰余金合計	△293,921	△278,212
株主資本合計	△147,921	379,767
新株予約権	874	874
純資産合計	△147,047	380,641
負債純資産合計	851,820	1,625,719

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	5,807,659	7,221,591
売上原価	4,663,554	5,983,444
売上総利益	1,144,105	1,238,146
販売費及び一般管理費	※ 1,017,712	※ 1,193,154
営業利益	126,392	44,991
営業外収益		
受取利息	60	62
保険解約返戻金	8,175	—
貸倒引当金戻入額	—	10,606
その他	1,279	2,950
営業外収益合計	9,515	13,619
営業外費用		
支払利息	6,543	7,907
手形売却損	251	757
為替差損	633	778
株式交付費	—	1,791
その他	2,641	2,076
営業外費用合計	10,069	13,311
経常利益	125,838	45,299
特別利益		
受取損害賠償金	3,000	—
特別利益合計	3,000	—
特別損失		
事業譲渡損	7,217	—
減損損失	9,014	16,587
和解金	11,000	—
関係会社株式評価損	5,448	—
貸倒引当金繰入額	14,320	10,018
関係会社事業損失引当金繰入額	158	8,233
特別損失合計	47,159	34,840
税引前当期純利益	81,678	10,459
法人税、住民税及び事業税	1,197	25,393
法人税等調整額	—	△30,642
法人税等合計	1,197	△5,249
当期純利益	80,481	15,709

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
外注費	※	4,606,762	99.7	5,943,470	99.4
減価償却費		14,706	0.3	37,720	0.6
当期総製造費用		4,621,468	100.0	5,981,191	100.0
期首仕掛品たな卸高		17,009		1,440	
合 計		4,638,477		5,982,631	
期末仕掛品たな卸高		1,440		51,244	
受注損失引当金繰入額		—		52,057	
製造原価		4,637,037		5,983,444	
期首商品たな卸高		17,885		—	
当期商品仕入高		31,987		—	
合 計		49,873		—	
期末商品たな卸高		—		—	
他勘定振替高		23,356		—	
商品売上原価		26,516		—	
当期売上原価		4,663,554		5,983,444	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

※他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
項目	金額 (千円)	金額 (千円)
事業譲渡による振替	23,356	—

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	91,700	54,300	54,300	△374,402	△374,402	△228,402
当期変動額						
当期純利益				80,481	80,481	80,481
当期変動額合計	—	—	—	80,481	80,481	80,481
当期末残高	91,700	54,300	54,300	△293,921	△293,921	△147,921

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	874	△227,528
当期変動額		
当期純利益		80,481
当期変動額合計	—	80,481
当期末残高	874	△147,047

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	91,700	54,300	54,300	△293,921	△293,921	△147,921
当期変動額						
当期純利益				15,709	15,709	15,709
新株の発行	255,990	255,990	255,990			511,980
当期変動額合計	255,990	255,990	255,990	15,709	15,709	527,689
当期末残高	347,690	310,290	310,290	△278,212	△278,212	379,767

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	874	△147,047
当期変動額		
当期純利益		15,709
新株の発行		511,980
当期変動額合計	—	527,689
当期末残高	874	380,641

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく進行中の開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

当事業年度においては、受注損失引当金を計上しておりません。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく進行中の開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表への影響はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
流動資産		
売掛金	2,637千円	2,673千円
流動負債		
買掛金	3,000	2,396

2 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
—	—千円 PIATEC(Thailand) Co., Ltd. (借入債務)	20,700千円 (6,000千タイバーツ)
計	—	20,700

3 受取手形割引高

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
受取手形割引高	11,645千円	149,885千円

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1.7%、当事業年度3.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.3%、当事業年度96.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給料及び手当	396,678千円	435,936千円
減価償却費	4,741	4,398
地代家賃	116,982	119,808
賞与引当金繰入額	20,871	35,533
貸倒引当金繰入額	5,807	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 0千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度（平成29年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 0千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	16,060千円
賞与引当金	7,265
その他	1,263
小 計	24,590
評価性引当額	△24,590
合 計	—
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	21,186
関係会社事業損失引当金	279
投資有価証券評価損	9,238
関係会社株式評価損	20,849
減損損失	11,872
繰越欠損金	16,211
その他	2,936
小 計	82,574
評価性引当額	△82,574
合 計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.1
住民税均等割	1.5
評価性引当額の増減	△40.8
その他	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは34.8%、平成31年1月1日以降のものについては34.6%にそれぞれ変更されています。

なお、この税率変更による影響はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	14,057千円
賞与引当金	11,009
受注損失引当金	16,065
その他	4,774
小 計	45,906
評価性引当額	△15,375
合 計	30,531
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	18,749
関係会社事業損失引当金	2,768
投資有価証券評価損	7,195
関係会社株式評価損	18,451
減損損失	16,408
その他	4,496
小 計	68,069
評価性引当額	△67,958
合 計	111
繰延税金資産の純額	30,642

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	33.0
住民税均等割	12.2
評価性引当額の増減	△221.6
税率変更による影響	110.9
所得拡大促進税制特別税額控除	△18.3
その他	2.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△50.2

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度において当社の資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から、平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は11,598千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

事業分離

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(第7回新株予約権の発行)

当社は、平成29年3月29日開催の定時株主総会決議及び平成29年6月27日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社役員、当社子会社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年6月30日に発行いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、業務提携先等を割当先とする第三者割当による新株式の発行(以下、「本第三者割当」といいます。)を決議し、平成29年4月17日に払込が完了いたしました。

1. 本第三者割当の概要

1. 募集株式の種類及び数	普通株式1,400株
2. 募集株式の発行方法	第三者割当
3. 募集株式の払込金額	1株につき金30,000円
4. 募集株式と引換えにする金銭の払込期日	平成29年4月17日
5. 増加する資本金額及び資本準備金額	資本金 金2,100万円 資本準備金 金2,100万円
6. 割当先及び割当株数	株式会社 エボラブルアジア 1,000株 菅下 清廣 200株 ブルーストーンキャピタル株式会社 100株 蒲 俊郎 100株
7. 資金の使途	経常運転資金

2. 本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済株式総数	資本金
本第三者割当前	35,700株	91,700,000円
本第三者割当による増加	1,400株	21,000,000円
本第三者割当後	37,100株	112,700,000円

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（第8回新株予約権の発行）

当社は、平成29年12月25日開催の臨時株主総会決議及び平成30年1月9日開催の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年1月10日に発行いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、平成30年7月17日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成30年8月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき40株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成30年8月8日現在の発行済株式総数にて試算）

株式分割前の当社発行株式済総数	52,766株
今回の分割により増加する株式数	2,057,874株
株式分割後の当社発行株式済総数	2,110,640株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年7月24日
基準日	平成30年8月9日
効力発生日	平成30年8月9日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の場合の1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりです。

会計期間	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	△103円59銭	179円93銭
1株当たり当期純利益金額	56円36銭	8円57銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当
社定款の一部を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする。

(3) 定款変更の日程

定款の変更の効力発生日 平成30年8月9日

4. その他

資本金の額の変更

上記の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

（第9回新株予約権の発行）

当社は、平成30年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、時価
発行新株予約権信託の受託者である税理士森満彦氏に対し、新株予約権を発行することを決議し、平成30年8
月31日に付与いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載して
おります。

（単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更）

当社は、平成30年8月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度
を採用しております。また、同決議による定款変更により発行可能株式総数を8,500,000株増加して、
12,500,000株としております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	33,786	8,936	—	42,723	20,139	2,808	22,583
工具、器具及び備品	9,575	3,605	—	13,181	9,514	482	3,667
有形固定資産計	43,361	12,542	—	55,904	29,653	3,290	26,250
無形固定資産							
ソフトウェア	131,065	100,405	16,587 (16,587)	214,883	116,984	38,097	97,899
ソフトウェア仮勘定	55,646	63,628	100,405	18,869	—	—	18,869
その他	48	—	—	48	—	—	48
無形固定資産計	186,760	164,033	116,993 (16,587)	233,801	116,984	38,097	116,816
長期前払費用	3,630	1,389	—	5,019	2,554	1,015	2,465

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア ソフトウェア仮勘定からの振替額 100,405千円

ソフトウェア仮勘定 自社利用のソフトウェア開発費 63,628千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア ソフトウェアの減損損失 16,587千円

3. 当期末減価償却累計額又は償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 「当期減少額」欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	107,371	13,127	—	13,714	106,783
賞与引当金	20,871	35,675	20,871	—	35,675
受注損失引当金	—	52,057	—	—	52,057
関係会社事業損失引当金	808	8,233	—	—	9,041

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び個別債権に対する回収不能額の見直しに伴う取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	各事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告に よることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行いま す。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは 以下のとおりであります。 https://piala.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年 8月20日	—	—	—	飛鳥 貴雄	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,080	27,040,000 (13,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成30年 8月20日	—	—	—	根来 伸吉	東京都武蔵野市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	20	260,000 (13,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成30年 8月20日	—	—	—	山口 渉	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	20	260,000 (13,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成30年 8月20日	—	—	—	杉野 剛史	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社監査役)	120	3,600,000 (30,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成30年 8月20日	—	—	—	飛鳥 博	愛知県尾張旭市	特別利害関係者等(役員の子親等内の血族)	60	1,800,000 (30,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成30年 8月20日	—	—	—	飛鳥 澄江	愛知県尾張旭市	特別利害関係者等(役員の子親等内の血族)	60	1,800,000 (30,000) (注) 4	新株予約権の権利行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成28年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

5. 当社は、平成27年1月24日開催の当社取締役会決議により、平成27年2月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、平成30年7月17日開催の当社取締役会決議により、平成30年8月9日付けで普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)	株式(4)
発行年月日	平成29年4月17日	平成29年5月10日	平成29年5月31日	平成29年6月30日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	1,400株	666株	13,333株	1,667株
発行価格	30,000円 (注) 4.	30,000円 (注) 4.	30,000円 (注) 4.	30,000円 (注) 4.
資本組入額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
発行価額の総額	42,000,000円	19,980,000円	399,990,000円	50,010,000円
資本組入額の総額	21,000,000円	9,990,000円	199,995,000円	25,005,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成29年6月30日	平成30年1月10日	平成30年8月31日
種類	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)	第9回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 1,000株	普通株式 500株	普通株式 70,000株
発行価格	30,000円 (注) 4.	30,000円 (注) 4.	1,515円 (注) 4.
資本組入額	15,000円	15,000円	758円
発行価額の総額	30,000,000円	15,000,000円	106,050,000円
資本組入額の総額	15,000,000円	7,500,000円	53,025,000円
発行方法	平成29年3月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年12月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成30年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3.	(注) 3.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、及び類似会社比較法により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①（注）7	新株予約権②（注）8	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき30,000円	1株につき30,000円	1株につき1,500円
行使請求期間	平成31年7月1日から 平成39年3月28日まで	平成32年1月11日から 平成40年1月8日まで	平成33年4月1日から 平成40年8月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式 等の状況（2）新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する 事項	同上	同上	同上

6. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を、記載しております。
7. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は880株、発行価額の総額は26,400,000円、資本金組入額の総額は13,200,000円となっております。
8. 新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は444株、発行価額の総額は13,320,000円、資本金組入額の総額は6,660,000円となっております。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社エボラブルアジア 代表取締役 吉村 英毅 資本金 1,031百万円	東京都港区愛宕2-5-1	オンライン旅行代理業	1,000	30,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
菅下 清廣	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	200	6,000,000 (30,000)	—
蒲 俊郎	東京都港区	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
ブルーストーンキャピタル株式会社 代表取締役 菅下 清廣 資本金 30百万円	東京都港区海岸1-2-3	投資事業	100	3,000,000 (30,000)	—

(注) 1. 株式会社エボラブルアジアは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社オークファン 代表取締役 武永 修一 資本金 678百万円	東京都品川区上大崎2-13-30	インターネットメディア事業	666	19,980,000 (30,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 株式会社オークファンは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
B Dash Fund 3号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社 代表取締役社長 渡邊洋行 資本金 5百万円	東京都港区赤坂1-12-32	投資事業組合	10,000	300,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
三菱UFJキャピタル6号投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJ キャピタル株式会社 代表取締役社長 半田宗樹 資本金 2,950百万円	東京都中央区日本橋1-7-17	投資事業組合	3,333	99,990,000 (30,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合及び三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SBSホールディングス株式会社 代表取締役 鎌田 正彦 資本金 3,920百万円	東京都墨田区太平 4-1-3	物流事業、不動産 事業	1,001	30,030,000 (30,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
久富 哲也	東京都港区	会社役員	666	19,980,000 (30,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

- (注) 1. SBSホールディングス株式会社及び久富 哲也は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権①

平成29年3月29日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高林 暁	東京都世田谷区	会社員	125	3,750,000 (30,000)	当社の従業員
沼尾 淳一	東京都目黒区	会社員	100	3,000,000 (30,000)	当社の従業員
諸星 由布子	東京都世田谷区	会社員	60	1,800,000 (30,000)	当社の従業員
二見 龍一	東京都渋谷区	会社員	40	1,200,000 (30,000)	当社の従業員
宮尾 誠	東京都豊島区	会社員	40	1,200,000 (30,000)	当社の従業員
松嶋 浩貴	東京都中央区	会社員	40	1,200,000 (30,000)	当社の従業員
藤田 幸一郎	東京都目黒区	会社員	30	900,000 (30,000)	当社の従業員
本山 牧子	東京都世田谷区	会社員	25	750,000 (30,000)	当社の従業員
石川 愛莉	東京都目黒区	会社員	20	600,000 (30,000)	当社の従業員
上谷 朋輝	東京都目黒区	会社員	20	600,000 (30,000)	当社の従業員
菅原 佳穂	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	20	600,000 (30,000)	当社の従業員
峯岸 太一	福岡県福岡市中央区	会社員	20	600,000 (30,000)	当社の従業員
上田 健太	Klongtoney, Bangkok, Thai	会社役員	20	600,000 (30,000)	当社子会社の取締役
大熊 影伸	東京都北区	会社員	20	600,000 (30,000)	当社の従業員
吉宇田 裕久	千葉県市川市	会社員	15	450,000 (30,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
奥田 幸宏	東京都世田谷区	会社員	15	450,000 (30,000)	当社の従業員
須藤 大治郎	沖縄県那覇市	会社役員	15	450,000 (30,000)	当社子会社の取締役
谷部 聖奈	東京都目黒区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
中瀬 亮	福岡県福岡市西区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
中野 いずみ	東京都目黒区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
西東 裕平	大阪府大阪市中央区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
高島 雅治	埼玉県所沢市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
市村 光希	東京都目黒区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
高瀬 和弘	福岡県福岡市博多区	会社員	8	240,000 (30,000)	当社の従業員
池田 航	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
小林 彩香	大阪府大阪市中央区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
服部 楓	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
藤井 孝充	大阪府吹田市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
吉元 菜乃	千葉県千葉市美浜区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
西潟 風輝	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
橘 大輔	東京都品川区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
西原 慎也	東京都品川区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
鈴木 緒美	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
大平 智久	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
竹内 祐太	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
榎 呀絵	東京都品川区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
荒井 絢人	福岡県福津市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
河合 由貴	埼玉県所沢市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
曾根原 健	埼玉県川口市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
那須 みなみ	神奈川県川崎市高津区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
池田 友梨	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
井上 雄斗	東京都世田谷区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
入澤 佳苗	千葉県船橋市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
大保 亮太	神奈川県川崎市中原区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
大前 瑠奈	神奈川県横浜市都筑区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
中邨 玲菜	東京都西東京市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
服部 美月	東京都世田谷区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
平野 晴太	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
吉崎 美樹	福岡県太宰府市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
片岡 未菜	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
柚木 萌	東京都世田谷区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
白井 彩織	神奈川県川崎市中原区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
井上 晃一	Phrakhanong, Bangkok, Thai	会社員	5	150,000 (30,000)	当社子会社の従業員
沈 燕丹	上海市嘉定工業区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社子会社の従業員
片岡 慎一	大阪府大阪市中央区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
西 孝幸	沖縄県宜野湾市	会社員	3	90,000 (30,000)	当社子会社の従業員
河野 和貴	奈良県奈良市	会社員	3	90,000 (30,000)	当社の従業員
栗田 佳織	東京都品川区	会社員	3	90,000 (30,000)	当社の従業員
細谷 佳史	東京都調布市	会社員	3	90,000 (30,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権②

平成29年12月25日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
上田 健太	Klongtoney, Bangkok, Thai	会社役員	30	900,000 (30,000)	当社子会社の取締役
菅原 佳穂	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	25	750,000 (30,000)	当社の従業員
峯岸 太一	福岡県福岡市中央区	会社員	25	750,000 (30,000)	当社の従業員
大熊 影伸	東京都北区	会社員	25	750,000 (30,000)	当社の従業員
沼尾 淳一	東京都目黒区	会社員	25	750,000 (30,000)	当社の従業員
石川 愛莉	東京都目黒区	会社員	25	750,000 (30,000)	当社の従業員
川野 祐樹	埼玉県蓮田市	会社員	15	450,000 (30,000)	当社の従業員
西潟 風輝	東京都目黒区	会社員	15	450,000 (30,000)	当社の従業員
藤田 幸一朗	東京都目黒区	会社員	15	450,000 (30,000)	当社の従業員
幸坂 緑	東京都目黒区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
田添 芳輝	東京都中野区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
奥田 幸宏	東京都世田谷区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
柚木 萌	東京都世田谷区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
三浦 郷司	千葉県白井市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
谷部 聖奈	東京都目黒区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
服部 楓	東京都目黒区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
藤井 孝充	大阪府吹田市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
小林 彩香	大阪府大阪市中央区	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
柴橋 洋平	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	10	300,000 (30,000)	当社の従業員
巽 桃子	神奈川県横浜市南区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
鬼多見 悠	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
原田 遼太郎	東京都八王子市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
佐山 美穂	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
井柳 めぐみ	神奈川県川崎市中原区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
金子 昌樹	東京都中野区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
磯田 拓己	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
飯島 修治	神奈川県座間市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
黒田 利奈	東京都中野区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
吉永 滝	大阪府大阪市都島区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
竹内 亮	東京都昭島市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
杉 知子	大阪府大阪市阿倍野区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
竹内 祐太	東京都目黒区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
河合 由貴	埼玉県所沢市	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
池田 航	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
吉元 菜乃	千葉県千葉市美浜区	会社員	5	150,000 (30,000)	当社の従業員
Kiettiwong Bamrungrajaphakdee	Bangpa-in, Ayutthaya, Thai	会社員	5	150,000 (30,000)	当社子会社の従業員
黄晶晶	上海市嘉定工業区	会社員	3	90,000 (30,000)	当社子会社の従業員
张鑫磊	上海市静安区	会社員	3	90,000 (30,000)	当社子会社の従業員
徐海波	上海市普陀区	会社員	3	90,000 (30,000)	当社子会社の従業員
董兴悦	上海市虹口区	会社員	3	90,000 (30,000)	当社子会社の従業員
郑芸芬	上海市长宁区	会社員	1	30,000 (30,000)	当社子会社の従業員
门庆玉	上海市浦东新区	会社員	1	30,000 (30,000)	当社子会社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 平成30年7月17日開催の取締役会決議により、平成30年8月9日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権③

平成30年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
森 満彦	東京都千代田区	税理士	70,000	106,050,000 (1,515)	当社の社外協力者 (顧問税理士)

(注) 当社の顧問税理士であり、ピアラ新株予約権信託の受託者として、発行しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
FLYING BIRD株式会社（注）2, 3	東京都港区新橋1-18-21	924, 800	28. 15
飛鳥 貴雄（注）3, 4	東京都港区	832, 000	25. 32
B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合（注）3	東京都港区赤坂1-12-32	400, 000	12. 17
根来 伸吉（注）3, 5	東京都武蔵野市	175, 600	5. 34
山口 渉（注）3, 6	東京都杉並区	175, 600	5. 34
三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合（注）3	東京都中央区日本橋1-7-17	133, 320	4. 06
森 満彦（注）7	東京都千代田区	70, 000 (70, 000)	2. 13 (2. 13)
Vector Group International Limited（注）3	Unit 1004B, 10/F., East Ocean Centre, 98 Granville Road, Tsim Sha Tsui East, Kowloon, HK.	66, 000	2. 01
SBSホールディングス株式会社（注）3	東京都墨田区太平4-1-3	40, 040	1. 22
株式会社 エボラブルアジア（注）3	東京都港区愛宕2-5-1	40, 000	1. 22
リンキンオリエント第一号投資事業有限責任組合（注）3	東京都千代田区麹町1-4	26, 640	0. 81
株式会社 オークファン（注）3	東京都品川区上大崎2-13-30	26, 640	0. 81
久富 哲也（注）3	東京都港区	26, 640	0. 81
前野 沢郎	東京都杉並区	24, 800	0. 75
前里 江美（注）8	東京都文京区	22, 000	0. 67
小野 真（注）9	東京都目黒区	22, 000	0. 67
株式会社 フロンティアインターナショナル	東京都渋谷区渋谷3-3-5	20, 000	0. 61
株式会社 アドウェイズ	東京都新宿区西新宿8-17-1	20, 000	0. 61
株式会社 PKSHA Technology	東京都文京区本郷 7-3-1	20, 000	0. 61
中内 ひろみ	埼玉県春日部市	15, 600	0. 47
木村 成孝（注）8	東京都品川区	15, 600	0. 47
増田 晴臣（注）8	東京都豊島区	15, 600	0. 47
飛鳥 博（注）10	愛知県尾張旭市	11, 200	0. 34
飛鳥 澄江（注）10	愛知県尾張旭市	11, 200	0. 34
真田 毅彦（注）8	東京都世田谷区	11, 200	0. 34
寺本 幸央	神奈川県横浜市港北区	11, 200	0. 34
大熊 影伸（注）8	東京都北区	9, 800 (9, 800)	0. 30 (0. 30)
菅下 清廣	神奈川県横浜市青葉区	8, 000	0. 24
都田 和志	東京都目黒区	6, 800	0. 21
株式会社 ファンドクリエーション	東京都千代田区麹町1-4	6, 080	0. 19

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
本山 牧子（注）8	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.15 (0.15)
沼尾 淳一（注）8	東京都目黒区	5,000 (5,000)	0.15 (0.15)
高林 暁（注）8	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.15 (0.15)
杉野 剛史（注）11	東京都目黒区	4,800	0.15
錦織 康之	東京都板橋区	4,400	0.13
呂 隼	上海市浦東新区	4,080	0.12
蒲 俊郎（注）11	東京都港区	4,000	0.12
ブルーストーンキャピタル 株式会社	東京都港区海岸1-2-3	4,000	0.12
二見 龍一（注）8	東京都渋谷区	3,600 (3,600)	0.11 (0.11)
宮尾 誠（注）8	東京都豊島区	3,600 (3,600)	0.11 (0.11)
藤田 幸一朗（注）8	東京都目黒区	3,400 (3,400)	0.10 (0.10)
松嶋 浩貴（注）8	東京都中央区	3,200 (3,200)	0.10 (0.10)
諸星 由布子（注）8	東京都世田谷区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
石川 愛莉（注）8	東京都目黒区	2,200 (2,200)	0.07 (0.07)
上田 健太（注）9	Klongtoney, Bangkok	2,200 (2,200)	0.07 (0.07)
Denise Hai Xi Zheng	Sydney, Australia	2,000	0.06
菅原 佳穂（注）8	神奈川県茅ヶ崎市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
峯岸 太一（注）8	福岡県福岡市中央区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
柴橋 洋平（注）8	神奈川県茅ヶ崎市	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
須藤 大治郎（注）9	沖縄県那覇市	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
吉永 滝（注）8	大阪府大阪市都島区	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
中瀬 亮（注）8	福岡県福岡市西区	1,400 (1,400)	0.04 (0.04)
竹内 亮（注）8	東京都昭島市	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
奥田 幸宏（注）8	東京都世田谷区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
その他72名		25,400 (25,400)	0.77 (0.77)
計	—	3,285,640 (153,800)	100.00 (4.68)

（注） 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
4. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
5. 特別利害関係者等（当社の常務取締役）
6. 特別利害関係者等（当社の取締役）
7. 当社の顧問税理士であり、「単独運用・特定金外信託（ピアラ新株予約権信託）」（第9回新株予約権）の受託者であります。
8. 当社の従業員
9. 特別利害関係者等（当社子会社の取締役）
10. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の血族）
11. 特別利害関係者等（当社の監査役）
12. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月30日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月30日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年10月30日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピアラ及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月30日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月30日

株式会社ピアラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピアラの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

